

原子力発電所等に関する特別委員会会議日程
平成 26 年 1 月 28 日 午前 10 時
富岡町郡山事務所 桑野分室

開 議 午前 9 時 56 分

出席委員 (13名)

委員長	渡辺英博君	副委員長	安藤正純君
1番	堀本典明君	2番	早川恒久君
3番	遠藤一善君	4番	宇佐神幸一君
5番	渡辺光夫君	6番	山本育男君
7番	高野泰君	8番	黒沢英男君
9番	高橋実君	10番	渡辺三男君
11番	三瓶一郎君		

欠席委員 (なし)

説明のための出席者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
会計管理者	遠藤博美君
参事兼総務課長	滝沢一美君
企画課長	横須賀幸一君
参事兼税務課長	阿久津守雄君
健康福祉課長	猪狩隆君
住民課長	伏見克彦君
参事事務課長兼生活環境課長	緑川富男君
産業振興課長(併任)農業委員会事務局長	三瓶保重君
参事事務課長兼復興推進課長	高野善男君
参事兼復旧課長	郡山泰明君
教育総務課長	林志信君

いわき支所長	林	修	君					
参事官	松	本	哲	朗	君			
大玉出張所長	菅	野	利	行	君			
総務課長	深	谷	高	俊	君			
兼務課長	都	市	整補佐	竹	原	信	也	君
企画課長	生	活	支補佐	三	瓶	雅	弘	君

職務のための出席者

議長	塙	野	芳	美
事務局長	佐	藤	臣	克
事務局庶務係長	原	田	徳	仁

説明のため出席したもの

【環境省】

福島環境再生事務所本部長	高	橋	康	夫	君
福島環境再生事務所課長補佐	近	藤	慎	吾	君
福島環境再生事務所専門官	若	松	佳	紀	君
福島環境再生事務所県中・県南支所長	黒	澤		純	君
水・大気環境局 放射性物質 汚染対策担当室 参考事官補佐	藤	井	進	太郎	君

付議事件

1. 仮置場の候補地について
2. 除染実施計画について
3. その他

開 会 (午前 9時56分)

○開会の宣告

○委員長（渡辺英博君） 皆さん、おはようございます。

開会前でございますが、町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

○町長（宮本皓一君） 皆さん、おはようございます。議員の皆さん全員おそろいですので、町のほうから報告とおわびを申し上げたいと思います。

先日1月19日の午前8時30分ごろ、郡山市の図景地内の市道上におきまして、役場職員の男性職員が自家用車で物損事故を起こしました。これにつきましては、もう皆さん既に新聞等でご承知のことだと思いますが、お酒が入っていたということで現在も警察に捜査をされておりますので、内容等については省略いたしますが、私からは今回の事故を重く受けとめ、綱紀粛正、安全運転を徹底し、信頼を回復していくのに鋭意努力をしたいと思いますので、どうぞご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） それでは、改めましておはようございます。

ただいまより原子力発電所等に関する特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は13名、全員であります。説明のための出席者は、町長、副町長、総務課長、生活環境課長ほか各課の長であります。また、本日は説明のため、環境省よりおいでいただいております。職務のための出席者は、議長、事務局長、庶務係長であります。

お諮りいたします。本日の委員会は、公開にしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 異議なしと認め、公開とすることに決しました。

それでは、本特別委員会に町長が出席しておりますので、町長よりご挨拶をいただきます。

町長。

○町長（宮本皓一君） 皆さん、改めましておはようございます。皆様には朝早くからお集まりをいただき、まことにありがとうございます。

本日の原子力発電所等に関する特別委員会の案件は、仮置き場の候補地について及び除染計画についてであります。仮置き場の候補地につきましては、仮置き場の面積が足りないことから、新たな仮置き場につきまして環境省から説明を受けるものです。また、除染計画につきましては、平成25年12月26日付で除染実施計画が見直しされたことに伴い、環境省より見直しの経緯と今後のスケジュールについて説明を受けるものであります。今後とも議会と執行部が一丸となって町の再生、復興をなし遂げるため、議員各位と情報の共有を図ってまいりたいと考えておりますので、議員の皆様の貴重なご意見をお願いするものであります。よろしくお願いします。

○委員長（渡辺英博君） それでは、早速付議事件に入ります。

1、仮置き場の候補地についてを議題といたします。

説明出席者につきましては、お手元に配付した名簿のとおりでございます。ごらんをいただきたいと思います。

それではまず、環境省を代表いたしまして、本部長、高橋康夫よりご挨拶をいただき、その後各担当者に簡単に自己紹介をお願いいたします。

本部長、高橋康夫君。

○環境省福島環境再生事務所本部長（高橋康夫君） 皆さん、おはようございます。環境省の環境再生事務所で本部長をしています高橋でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

本日、皆さんお忙しいところ、私どもの説明のためにお時間をおとりいただきまして、まことにありがとうございます。また、議員の皆様におかれましては、日ごろから私どもの進めてございます除染あるいは廃棄物処理につきましていろいろとご指導、ご協力を賜っておりますことを御礼を申し上げます。

本日、先ほど町長からお話をございましたように、新しい仮置き場の候補地、それから昨年末に見直しをいたしました除染実施計画についてご説明をさせていただきます。除染につきましては、当初の計画を大幅におくれております。町民の皆様方に大変ご迷惑、ご不安をおかけしていることを改めて深くおわびを申し上げます。昨年の夏に富岡川の南側の本格除染につきましてようやく発注をいたしました。その後、町当局あるいは各行政区長の皆様方のご協力いただきながら、各行政区ごとの説明会をさせていただきまして、その後実際の除染の同意について今いろいろお願ひをしているところでございます。おかげさまで除染についての住民の皆様方のご理解いただきてきております。1月半ばの段階で約400件の同意を既にいただきました。今月初めからは、実際の本格除染の開始ということで、その第1弾ということで龍台寺の除染を1月8日から始めて、これも報道もされてございます。今後さらにこの除染を加速をしていきたいというふうに思っております。

きょう新しい仮置き場確保についてご説明をさせていただきます。これ、現在発注の準備を進めております富岡川の北側の本格除染なども含めて、これから町全体の除染をしていくための不可欠なものだというふうに考えてございます。今後地元の皆様へのご説明など、必要な手続を進めていきたいと考えているところでございます。

あわせて、昨年の夏に除染の進捗状況の総点検を完了しようとして実施をいたしました。その結果を踏まえて、町ともいろいろご相談させていただきながら、昨年の年末に富岡町の除染計画の見直し、これはほかの直轄市町村と一緒にございますけれども、見直しをさせていただきました。除染の実施につきましては、まだまだいろいろと課題もございますけれども、この計画に基づきまして一日も早い復興を目指して私ども除染の加速化、円滑化を目指していきたいと思っておりますので、今後とも議員の皆様方のご理解、ご指導を賜りますよう改めてお願ひ申し上げます。

きょうはよろしくお願ひを申し上げます。ありがとうございます。

○委員長（渡辺英博君） ありがとうございました。

続きまして、自己紹介をお願いします。

どうぞ。

○環境省福島環境再生事務所県中・県南支所長（黒澤 純君） 皆様おはようございます。県中・県南支所長の黒澤でございます。

ただいま高橋のほうからも申し上げましたけれども、本格除染について鋭意進めておりますので、今後ともご支援、ご協力、ご指導よろしくお願ひいたします。

○環境省福島環境再生事務所専門官（若松佳紀君） 皆様、おはようございます。お世話になっております。環境省福島環境再生事務所で富岡町の除染を担当しております若松です。本日もよろしくお願ひいたします。

○環境省福島環境再生事務所課長補佐（近藤慎吾君） 皆様、おはようございます。同じく福島環境再生事務所で廃棄物の処理を担当しております近藤と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○水・大気環境局放射性物質汚染対策担当参事官室参事官補佐（藤井進太郎君） 環境省の本省で除染実施計画の関係を担当しております藤井と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） ありがとうございました。

それでは、早速付議事件に関する説明を求めます。

はい。

○環境省福島環境再生事務所専門官（若松佳紀君） それでは、私のほうから資料に沿ってまずご説明差し上げたいと思います。

皆様のお手元にありますこの青色の富岡町における仮置き場についてという資料をうらんください。

○委員長（渡辺英博君） 座って結構です。

○環境省福島環境再生事務所専門官（若松佳紀君） はい。

まず、1枚めくっていただきまして、新たな仮置き場の候補地ということで、これまでこの議会のほうにも何度もご説明差し上げているとおり、現在富岡町において2カ所仮置き場のほうを環境省で確保しております。1カ所が地図の中では黒い枠で囲われてますが、海沿いのところ、北側が深谷の国有林、そして毛蓋と仏浜地域の津波被災地、この2カ所のほうが現在仮置き場として利用の予定となっておりますが、この2カ所の面積を合わせても、これから富岡町の除染を進めていく上で面積が足りていないというような状況でございます。そこで、今回この足りない分の仮置き場を候補地のほうを環境省のほうで選定いたしました。それが地図の中で緑色の波線で囲われている部分となっています。ここは、小良ヶ浜地区を中心とした帰還困難区域なのですが、この中のまとまった農地を仮置き場として使っていきたいと考えております。

ただ、これは地図の中で示されている緑色の波線内の土地全てを候補地と考えているわけではなく

この緑色の波線の中には宅地であったり、また農地以外の土地というものも多く含まれているのですが、そういったところは今のところ仮置き場とは考えておりません。この波線の中でまとまった農地の部分を地権者のご了解を得てお借りして、そして仮置き場として使っていければと考えております。もちろん仮置き場の設置には、地元住民の皆様のご理解が重要ですので、地元住民の皆様への丁寧な説明というものを進めていきたいと考えております。これについては、昨年毛薺、仏浜の津波被災地で皆様からご協力を得て借地契約進めてきたときと同じような流れで進めさせていただければと考えております。

次のページ、3ページ目ですが、今後のスケジュールということで、今後の進め方なのですが、まずはこの候補地について、地元住民の皆様からご理解いただくことが重要ですので、まずはその仮置き場の必要性について丁寧に説明というものを進めていきたいと考えております。また、そのご理解をいただきましたら、地権者の方々と個別にご説明のほうに入りまして、借地契約のほうを結ぶというような流れを考えております。

また、これらの地域への説明と並行して、説明の中で立ち入りの了解を得た場所から測量設計などの仮置き場の造成工事に必要な作業のほうも、こちらも並行して進めていきたいと考えております。

そして、この必要な手続のほうが完了いたしましたら、仮置き場の造成工事のほうを進めまして、造成が終わった箇所から順に仮置き場として運用していきたいというような予定としております。

仮置き場のその全体としては、平成26年度内、来年度内に全体の造成工事が終わって、全て運用可能な状態にしたいというそういったスケジュールを目指して今後進めていきたいと思っております。

もう一枚めくっていただきますと、参考資料として仮置き場についてということで、これは昨年の2月にも議会のほうにはご説明済みですので、説明のほうは省略させていただきます。

続いて、工程のほうの説明を続けて、その後にご質問をいただくというような形でよろしいでしょうか。

〔「除染工程」「除染実施計画工程だということね」と言う人あり〕

○環境省福島環境再生事務所専門官（若松佳紀君）　　はい、富岡町における除染工程のほうです。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君）　　それでは、工程は付議事件2に入っておりますので。

それでは、説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

11番、三瓶一郎君。

○11番（三瓶一郎君）　　2点ほど。

1点はお願いと、もう一点はご答弁いただきたいのですけれども、1つは町民の方々から除染が大分おくれているのでないかなというような問題がたくさん提起されておるわけですけれども、私は私なりでその場で答弁するのは、いや、実は仮置き場は一部決定しておりますよと。ただ、決定しておりますけれども、そこの地主、地権者の同意を得るのがなかなか難しいと。特に小浜の一部、それか

ら仏浜、毛萱については、住民が津波で流されたとかいうようなことで、所在不明だというようなこともあるので、その辺はこれから課題なので、それが決定するまで除染はなかなか着手できないというようなことが1点でございます。そういう答弁をしてまいりました。

それから、本日示されましたこの改めての仮置き場候補地、帰還困難区域というところで、大変大きな面積になるわけでありますけれども、これらについて今先ほど申し上げましたように、この帰還困難区域に決定する上で、あるいは今後進める上でやはり地主の承諾、こういったものが大変重要な問題になるのだろうと思うのですけれども、この辺についての今後の日程などの予定がおわかりになればお示しいただきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君）　若松専門官。

○環境省福島環境再生事務所専門官（若松佳紀君）　今いただきましたご指摘とご質問なのですが、まず1点目、既に今借地契約を進めております毛萱と仏浜の津波被災地の仮置き場についてなのですが、こちらのほう、もうほとんどの地権者の方と借地契約を結んでおります。

そして、委員のご懸念の点でした行方不明者の方にも、実は昨年の12月にその行方不明者捜索を兼ねた丁寧な除染の方法について、関係の6家族のうち3家族の方には現地に来ていただいて、こういった方法で丁寧にやっていきますよということを見ていたいただいております。そして、全てのご家族の方からご了解を得て、今その方法で仮置き場の除染、それから造成のほうを進めていくというような形になっておりますので、少しおくれてしまっておりますけれども、こちらのほう急ぎ進めていきたいと考えております。

また、帰還困難区域での今回の新しい仮置き場について、地主の了解がそこが重要なので、どういったスケジュールで進めるのかといったご質問だったのですが、こちらにつきましては、早ければもう来月にも地元の行政区長さんと相談して、直接の地権者になる方や、またその周辺の住民の方を集めた説明といったものを予定できればと考えております。既に関係する小良ヶ浜、深谷、それから新夜ノ森の3区長さんのところには1度相談に行っておりまして、おおむね皆さん進めていいという方向でお話しいただいておりますので、こちらのほうを丁寧な説明というものは尽くしていきたいと思っております。

○委員長（渡辺英博君）　11番、三瓶一郎君。

○11番（三瓶一郎君）　よくわかりました。

そういう進め方をされることはよく存じ上げておるのですけれども、これ具体的にいつごろの時期までにこの問題が完了するのか、この点をお示しいただければありがたいと思います。

○委員長（渡辺英博君）　若松専門官。

○環境省福島環境再生事務所専門官（若松佳紀君）　済みません、この件が完了するというのは、新しい候補地についてということですね。

新しい候補地については、まずは年度内に地元の了解というものはとりたいというふうに考えてお

りまして、年度明けに個別の地権者への交渉というものに入れればというふうに考えております。年度明けてできるだけ早い時期には、その借地契約のほうはまとめたいとは思っているのですけれども、後ほどちょっとまたご説明しますが、今最速の目標ですと、来年度の6月から一部その造成のほうに着手できればと。一部そのまとめた借地契約を結んで、その地域から造成に入れればというふうには考えております。

○11番（三瓶一郎君） 以上、終わります。

○委員長（渡辺英博君） それでは、そのほかございませんか。

10番、渡辺三男君。

○10番（渡辺三男君） 説明いろいろいただきましたが、なかなか仮置き場に手間取って本格除染に入れないという状況が漏れているのかなと思います。

まず第1点、深谷の仮置き場です。これ国有林ですよね。国有林で、環境省さんはいち早くここ仮置き場に指定していながら、毛薺のこの駅東側ですか、これで手間取っている暇に、本来であればこっちを進めれば、国同士ですからスムーズにできたのかと私思うのです。それすらやらない理由、営林署のほうからはもう許可がきちんと出ているのかどうか。まだ申請していないのかどうか、その辺の答え1つ下さい。

あと、この今回の新しい仮置き場、正直言って私の地区なのです。それで、困難区域だから当然大熊の中間貯蔵施設にも近いということで、私はこういう形が一番いいのかなと思うのです。去年の3月ですか、去年の3月小良ヶ浜行政区の総会やりました。そのときに、81戸中六十何世帯出席して、大半大枠では反対はなかったのです。ただ、条件なし、手放しでそういうことを言っているのではなくて、私がここで強くみんなにお願いしたのは、とにかく富岡町のもう墓場になってくれと。どこかにつくらなくてはならないのだと。そういうことで強く30分くらい時間もらって私が言わせてもらったのです。というのは、環境省が今除染進めていますよね。そこにゼネコンさんが入ってきて、我々の苦労も全然わからないで土足で踏みにじっているのが状況です、地元業者をあるなしにして。そういうことを望んでここを提供するということではないのです。私は、土建業だけではなくて、富岡の商工会、全てそういうものに関連している業種を何とか救ってくださいよと、そういう考えを強く言って地元の人がしようがないだろうと、そういう気持ちになっているのです。

本格除染始まったと言いますが、現在ゼネコンさんでやっていて、富岡の商店街からものを、コンパック1枚買っていますか。そういうことが私は一番情けないです。そうやって富岡町を再生するのであれば、土地は再生できます、除染すれば。人まで再生してもらわなくてはならないのです。商売やっている人たちも再生してもらわなくてはならない。全てを再生させる、あなたたちは義務があるのかなと私は思っているのです。そういう形で環境省さんが町と一丸になって進んでいただけるのであれば、私もここにもう骨を埋める気でいますので、ぜひ仮置き場今担当者が説明したように、スムーズに年度内くらいにできるだけ判こをもらって進めたいという形で進める協力はいたしますけれ

ども、今までやっている除染のようなやり方では、私は一切協力はしませんから。

それで、今回区長さんと皆さん会って話ししたようですが、町にも言っておきたいのです。何で最初から町も一緒になって入っていかないのですか。環境省だけが行って話済む問題ではないと思うのです。どっちかといったら、地権者はやっぱり町の顔を見たいのです。だから、最初から町にもどっぷり漬かっていただきたいと、そういう私は思いがありますので、その辺を環境省さんは勘違いをしないで、町に全てを話して、自分たちが困ったときに町にお願いしますではなくて、最初から2者一緒になってやっぱり物事を進めていかないと、いろんな問題にぶつかったとき解決できませんので、ぜひその辺をお願いしたいのです。その辺お願いしてやっていただければ、私も一端の協力はするつもりですので、その辺はどんなお考えかお聞かせください。

○委員長（渡辺英博君） 高橋本部長。

○環境省福島環境再生事務所本部長（高橋康夫君） 国有林の件は、後ほど担当からお答えいたしますけれども、後段のほう、委員のおっしゃるとおりでございます。

私どもとしても、除染の実施につきましては、入札でやるわけですけれども、その提案を審査する際には、その事業で地元の雇用、地元の企業をいかに活用するか。あるいは、地元の企業からそのいろんな物品を調達するか、そういうことについてきちんと提案を受けて、それもきちんと審査の項目に入れております。そういう形で、事業をする際にはできるだけ地元の雇用あるいは調達をするよう業者を指導しているところでございます。今後ともさらにその強化をしていきたいと思います。

また、仮置き場についての地元との調整でございますけれども、私ども地元にお話をする際には、当然町の町長初め皆様方とよく相談をしてご指示をいただきながら進めてございますので、今後ともそういう形で進めてまいりたいと思います。

では、国有林についてお答えします。

○委員長（渡辺英博君） 若松専門官。

○環境省福島環境再生事務所専門官（若松佳紀君） ご指摘のありました深谷国有林の仮置き場につきましては、大変申しわけなく思うのですが、少し測量設計にやはり時間がかかっておりましたが、このたび林野庁との前協議もほぼ終了いたしましたので、造成工事のほうを現在発注しております。

これも、年度内には業者側が作業に入る予定ですので、早く造成、こちらもちょっと伐採が発生しますので、少し造成にも時間がかかるかと思いますけれども、できるだけ早く進めていきたいと考えております。

○委員長（渡辺英博君） 10番、渡辺三男君。

○10番（渡辺三男君） 国有林に関しては、工事発注済みということですが、我々にはまだ全然そういう話聞かせてもらえていなかったのです。幾ら国有林であっても、やっぱりそういうこともきちんと前もって報告していただきたいと私は思います。

あと、今本部長の答弁なのですが、入札の中でいろいろ提案を出していただいて、地元企業の優遇

とか、そういう部分の優遇、提案として出していただいていると。提案として出すのは、いろいろ出ていると思います。ただ、提案どおりやっているかやっていないかは、環境省さんがきちんと管理すべきでしょう。いろいろ提案してきたものをやっているのですか、提案どおり。町から、町の商店街からコンバック1枚、土のう袋1枚買った審査きちんとしていますか。そこなのです、問題なのです。だから、一番困っているのは20キロ圏内。よそでは、国直轄だからいいだろうと、20キロ圏外から言わせると。国直轄だからいいだろうという考え方方が大半なのです。ただ、中から見ると、国直轄とんでもない話。20キロ圏外のほうが雇用部分でも、そういう商店街からの購入部分でも、はるかに地元ときちんと話し合いのもとで成り立っているのです。20キロ圏内は、全然成り立っていないです、特に富岡。よその行政は、楓葉でも広野でも大熊、双葉、浪江、双葉はまだほとんど入っていないような状況ですけれども、これきちんと成り立っているのです。富岡は、全く成り立っていない。我々の懐に土足で入ってきて、ただお金持っていくだけ。だから、あなたたちは後の審査しないからそういうふうになってしまふのです。富岡の商店街からコンバック1枚、土のう袋1枚買ったという領収書でも何でも調査して出してください、やっていると言うのであれば。だから、そういうことをぜひきちんとしていただきたい。きちんとすれば、富岡町民だって全て必要なものは協力します。そういうことでお願いできますか、環境省さんと町側です。町のほうも全面的に入って、もう地元に足を運んでもらうということでひとつよろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 富岡町のこの特別地域内の除染計画については、私どもの要求、要望が全て通っているわけでなくて、この地元企業を使ってください、それから地場産業の育成という観点から、地元の商店を利用してくださいということは、私のほうからも強く要望はさせていただいております。

そういう中にあっては、なかなか実現していないのが現状ですので、今後もここの件につきましては、声を大きくして国に要望していきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 高橋本部長。

○環境省福島環境再生事務所本部長（高橋康夫君） ただいまのご指摘でございますけれども、物品の調達については、大変申しわけない、手元にデータがございませんので、ちょっと今お答えできないのですけれども、実際の除染作業、工事については、今川の南側の本格除染をやってございますけれども、その中で地元の企業にも参加をいただいております。

今後私どもとしては、JVの仕事の進め方については、常時打ち合わせを持って情報交換しております。そういう中で、そういうことも確認をしていきたいと思っています。

○委員長（渡辺英博君） 10番、渡辺三男君。

○10番（渡辺三男君） 除染に関しては、一部の富岡の業者も入っております。

また、今度墓地の墓石集積に絡んで急遽お彼岸まで間に合わなくなってしまうから、どうか何とか

お願いしますという形で町内の業者に墓地の除染を依頼しています。やっと絡んできたところなのです。これ、3月の春の彼岸に工期間に合うとか間に合わないとかいう問題を別にすれば、恐らく町内の業者どうのこうのなんてはならなかつたと思います。だから、環境省さんの言っていることは、全く裏づけがないのです。だから、そういうことを私は何回もきちんと管理してくださいよと、それを強くお願いしたいです。

仮置き場の件に関しても、なかなか進まなくてそれだけ足かせになっているとすれば、そういうことを地元の企業全て、商店街を絡めた全てのプラスになるような考え方で進んでいただけるのであれば、ぜひ一日も早くこの地区、どうせ困難区域ですから、進めて管理をすることを願いますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） それでは、最後の質問でしたので、環境省さんのほうで入札時における時点のことだけではなくて、最後まで物品の調達等管理監督してきちんと今後やるのかどうか、その辺お答え願いたいと思います。

高橋本部長。

○環境省福島環境再生事務所本部長（高橋康夫君） ただいまご指摘ございました今後の除染事業等を進める中で、地元の企業の活用あるいは地元の物品の調達、そういうことにつきまして十分念頭に入れて、そういうものが促進されるように町当局ともいろいろと情報いただきながら、相談させていただきながら進めてまいりたいと思いますので、何とぞご理解を賜りたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 今の件に関連することになるかと思うのですが、その施工計画書の中で地元企業のほうの活用とかということが提案されているということ、それが例えば履行されていないということになれば、何らかのペナルティーというのはあるのでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 高橋本部長。

○環境省福島環境再生事務所本部長（高橋康夫君） ペナルティーというのは、ちょっと特にございませんけれども、先ほどからご説明していますとおり、私ども発注した後、毎週のように工程会議というような形でその担当するJVと打ち合わせをしてございます。

そういう中で、どういう業者が参加をされているかというようなこともきちんと把握をいたしますので、そういう中でもし不十分な点があれば、指導していきたい。最終的にどの業者を選ぶかというのは、最終的には各JVの判断でございますので、強制はできませんけれども、私どもしてはそういう提案に基づいて指導してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

○1番（堀本典明君） はい、いいです。

○委員長（渡辺英博君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） この新たな仮置き場の使い方なのですけれども、僕ら仮置き場というと、今富岡の町内だと毛薺のほうの仮置き場、仮々置き場ですか、今まだ状況としてはの状態。

あと大きく見ているのは、檜葉町の仮置き場の雰囲気なのですけれども、この富岡の新しいところというのは、毛薺のほうには焼却施設ができているわけですけれども、具体的にこちらの小良ヶ浜の仮置き場というのは、どういうふうになっていくのかということ。

あと、先ほど説明で参考のところの仮置き場のところは、前に説明しているからいいなんて言っていましたけれども、これ出てきていますのは、ご自宅の片づけで発生するごみということは、自宅のごみは片づけるけれども、自宅以外のごみは片づけないよということだと思うのですけれども、これから解体とかいろいろなことが建物とリンクしてきたときに、その中にあるもの、いろんなものありますよね、自宅以外。富岡町自宅だけではないですから、事務所もあれば商店もあればいろんなものがあるのですけれども、そういうものを受け入れるということはないのでしょうか、その2点ちょっとお願いします。

○委員長（渡辺英博君） 若松専門官。

○環境省福島環境再生事務所専門官（若松佳紀君） 今ご質問いただいた北側の今回の新しい候補地の仮置き場には、どういった使われ方になるのかといったご質問なのですけれども、基本的には持ち運ぶものとしましては、南側の毛薺、仮浜でご説明したものと変わらず、この参考資料のほうにも載せておりますが、大半がこの除染作業により発生する廃棄物、土壌といったものになるとは思うのですが、それに加え富岡町町内で発生する瓦れきなどの廃棄物、もしくは被害の大きい家屋の解体ガラそして自宅の片づけで発生するごみ、それと町内のインフラ復旧事業で発生する工事廃棄物などを仮置きする場所としたいと考えております。

事業系の廃棄物について、そういったものは置くのかといったご質問なのですが、済みません、そちらはちょっと廃棄物の担当のほうから答えさせていただきます。

○委員長（渡辺英博君） 近藤課長補佐。

○環境省福島環境再生事務所課長補佐（近藤慎吾君） 委員からご指摘ありましたのは、大きく言って国のほうの解体によって発生する廃棄物、それから事業所から発生する廃棄物というふうなことだったかと思います。

まず、解体によって発生する廃棄物でございますけれども、こちらはこの参考の部分に書いてある廃棄物の種類でいえば、大きく言って津波、地震により発生した瓦れきの一種であると私ども捉えておりまして、そういうものにつきましては、今毛薺のほうに確保させていただいております仮置き場にも搬入を考えてございますし、それで足りなければこの新たな仮置き場に入れるというふうなことも検討してまいりたいと思います。

それから、商店のごみ、事業系のごみでございますけれども、これまで大原則といたしまして、事業系のごみは排出者によって処理をするというふうな原則があるというところで、なかなか難しい部

分はあるのですけれども、さはさりながら、なかなか個人商店のようなところ、特にそういう小さな中小の商店を営んでいた方については、ごみの問題お困りの部分もあるかというふうなことはこちらも認識をしてございますので、例えば自宅兼店舗のようなところは、このご自宅の片づけで発生するごみの範囲をなるべく幅広く捉えて、これは運用で私どもで回収の対象にさせていただくとか、そういうことを今やってございます。そういうふうな運用上の配慮をこれからも考えていくことによりまして、実態上問題がないように国としても対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） あくまでも自宅のごみを拡大解釈してくれるという範囲なのですが、さりとてごみは実際にあるわけで、そうすると環境省ではちゃんと受け入れ先を把握していて、事業系だったらば、ではちゃんと持っていくところはあるということですね、富岡町内のものであっても。もう既にそれは確保してくれているということですね、それをちょっと確認お願いします。

○委員長（渡辺英博君） 近藤課長補佐。

○環境省福島環境再生事務所課長補佐（近藤慎吾君） 今委員ご指摘の点でございますけれども、事業系のごみというのは、これはさまざまなもののがございます。

したがいまして、かなり実態としては個別の事情をお聞きして、こちらも対応しなければならないというふうに考えておりまして、これまでどのような対応をしてきたかというふうに申しますと、事業者さんからまずそのごみでお困りの事例を聞いた場合には、私どもでどういうふうな種類のごみがどのくらいの量あるのかとか、汚染度はどのくらいなのかというふうなことをつぶさにお聞きをいたしまして、その情報を福島県の産業廃棄物協会という、これは産業廃棄物の処理の業者の団体がございますので、そちらにつないで何とか引き取り先というのをそこのその協会を通じて探していただいであっせんをしていくと、こういうふうな取り組みを行っているところでございます。

なかなか全てのごみについて、もう今の段階で持つていい先を全部確保できているかというと、これはそうではないというふうなことになろうかと思いますけれども、どういうものが出てくるのかというのを全て国のほうで把握しているわけではございませんので、これは今実態としては出てくるたびにそんなような対応をとらせていただくというふうなことで現在は対応しているところでございます。

○3番（遠藤一善君） 委員長、済みません、僕の質問は、ちゃんと富岡のごみを受け入れてくれるのかということを聞いたのであって、今あっせんするという話であって、ちゃんとそこで受け入れてくれるかどうか、きちんとお聞きしたいのです。答えてほしいのです。

○委員長（渡辺英博君） もう一度お願いします。

○環境省福島環境再生事務所課長補佐（近藤慎吾君） 国のほうで全ての事業系ごみを受け入れるということでは、これはございません。

○3番（遠藤一善君） 国ではなくて、業者がちゃんと受け入れてくれるのかです。

○委員長（渡辺英博君） 近藤課長補佐。

○環境省福島環境再生事務所課長補佐（近藤慎吾君） 業者が受け入れるかどうかは、種類とそれから量とあとは汚染土にこれはかなり依存するところがございますので、産業廃棄物処理業者というのは、個別に自社の引き取り基準みたいなものを設けていますから、そういう基準に縛られざるを得ない部分があるわけですけれども、自社の基準の中で引き取り先として考えられる業者を探して、話をつないでいくというふうな取り組みをこれまでもしているところでございますし、これからもしていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（渡辺英博君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 堂々めぐりになってしまいますが、その事業系とそちら側は言いますが、通常事業系のごみというのは、それをなりわいにして出てきたときに事業系のごみというわけであって、今回のようにもう既に持ち出しきれない、何もできないような状態のときに、それは事業系のごみだから、事業所にあったごみは事業系のごみだから、では例えば事業所のところの屋根に乗っていた瓦がそれは事業系ごみになってしまふわけですよね。それはその瓦、除染もしていない、何もしていないままの壊れた瓦れきをおろした瓦をちゃんと持つていってくれるということは相当考えにくいのですけれども、片づけをするということは、きれいにしていくということはそういうことだと思うのです。

これから解体、まさか住宅しか解体しないなんていう話ではないですよね。そうしたら、その解体をする建物の中のものも全部持つていってくれるということですよね、解体として。片づけろと言われても、片づけられないのとイコールになってきますから、そういういろんなところが絡んでくるのですけれども、せっかく大きなところの仮置き場をつくるのであれば、その仮置き場がどういうふうになつていくのかということも含めて、住民に丁寧な説明をするというふうに言葉では書いてありますけれども、今みたいな説明僕住民で受けたら、何言っているのですかという話になつてしまうと思うのです。もっと具体的にきちんとこういうことをします、こういうものを置きます、こういうの置かしてほしい。そうすれば、富岡の中がきれいになつていくとか、そういうことが具体的に出てくるのが丁寧な説明であって、ただこの土地仮置きにしますから、はい、お願いします。土だけ置きます。では、土だけ置くのだったらはっきり言ってください、土しか置かないというふうに。そういうふうに置いてもらわないと、この仮置き場が何のためにつくるのかが全く理解ができないのです。なので、最初の質問にもう一回戻って、この仮置き場はどういうふうに使うのですか、もっと丁寧に具体的に教えてください。

○委員長（渡辺英博君） 若松専門官、丁寧に具体的に言ってください。

○環境省福島環境再生事務所専門官（若松佳紀君） 浩みません、先ほどの私の返答が舌足らずで申しわけございましたが、今回の北側小良ヶ浜を中心としたまとまった農地で確保したいと考え

ているこの仮置き場につきましては、基本的にはこれから富岡町町内の除染を進めていく上で、除染作業の際に大量の除染廃棄物というものが発生していきます。

それは、そこら辺に生い茂っていた枯れ草、今は枯れ草になっていますが、そういったものを刈っていくときには大量の草が発生しますし、生活圏から20メートル以内に森林を除染する際には、下の小さな枝なども払っていきますので、そういったものも除染廃棄物になります。そして、何より富岡町は線量が割と高いということで、基本的には農地の除染を表土の剥ぎ取りという方法をご提案させていただいておりますので、農地の除染を進めると、これは大量の土が発生することになります。こういったものを主に置く場所という形で北の仮置き場は考えておりますが、それに加えてやはり廃棄物の処理というのもこれ環境省のほうでやっていくことになっておりまして、その中で今確保している仮置き場で足りればいいのですけれども、そこで足りない部分が発生してきた場合、例えばその解体家屋がこれからどんどんふえていって、そういったもののガラなどが出てきたときには、そういったものもこちらの仮置き場のほうに運び込みたいというふうに考えております。

また同時に、そういった自宅で片づけで発生する片づけごみであったり、またインフラ復旧の際に出るようなごみ、こういったものもなかなか発生量というものは推計はできるのですけれども、実際にやってみないとどこまで出てくるというのは難しいところがありますので、こういったものを南の仮置き場で足りなかつた場合、こういった場合については、やはり今回新しく確保するところに置くというようなことを想定していきたいと思っております。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございますか。

4番。

○4番（宇佐神幸一君） 私2点ほどお聞きしたいのですが、まず今回の仮置き場について、この中にちょっと入っていないと思うのですが、前からお話ししました放置自動車を仮置き場に置くのかどうかをお聞きしたいとともに、今の現状はどうなっているのか。

それとあともう一つは、今度始まります墓所の除染についての、墓所、墓地です。墓地の除染について、そこに出る除染のものをどういう形で扱って仮置き場に置くのか、この2点をお聞きしたいのですが。

○委員長（渡辺英博君） 近藤課長補佐。

○環境省福島環境再生事務所課長補佐（近藤慎吾君） まず1点目、私から放置車両の件についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、現状でございますけれども、昨年の9月にこちらの議会でご説明させていただいた後に、これ東電と連携をしまして、まずは町内の公共施設、それから公道上にある放置車両、こちらの調査を行いまして、もう調査のほうは終了しております。その調査の結果は、今取りまとめておりますけれども、これと並行しまして陸運局のほうに所有者の照会というのをかけました。その所有者の情報と東電のほうで持っているその賠償の情報の突き合わせを行っているところでございます。この突き

合わせが済み次第、所有者の方に廃棄の同意に関する書類を送らせていただいて、そちらにサインをいただいた後に環境省のほうで撤去の業務というのを発注するというふうな流れになろうかと考えております。

こちらの仮置き場を使用するのかどうかについてでございますけれども、こちら基本的には放置自動車はもう現場から業者の方に引き取っていただくというふうなことを考えておりますけれども、業者の引き取りの基準によっては、引き取れないものというのも出てくる可能性というのは考えておかなければならぬと思っておりまして、そういう業者に引き取られないものについては、仮置き場を利用してこれは保管をせざるを得なくなる場面というのも想定をして、仮置き場のほうは確保してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（渡辺英博君）　若松専門官。

○環境省福島環境再生事務所専門官（若松佳紀君）　現在進んでいる墓地の除染で、そこから発生するものの取り扱いについてご質問いただきました。

そちらにつきましては、今現在ちょっと除染で使える仮置き場というものが限られている状況ですので、こちらのほうお彼岸までに進める中の作業で出たものというものは、一時的に現場で発生したものは、防水性のフレコンバッグに詰めまして、現場置きをさせていただくということで、これは双葉郡の寺院の会のほうにも既にお願いをしておりますし、町のほうともそういった形で調整をしております。

ただし、これはあくまで一時的な保管という形になりますし、置く場所がないようなところのものは、仮々置き場に運ぶなりいたしますし、また現在その津波被災地、毛蓋、仏浜の造成のほう進めていますので、こちらのほう一部でも造成が終わりましたら、順次そちらのほうに搬出したいというふうに考えております。

○委員長（渡辺英博君）　4番、宇佐神幸一君。

○4番（宇佐神幸一君）　放置自動車のほうは、まだ進めている段階だということなのですが、極力外部に出さないという基本は変わっていないと思うのですが、そういう面を踏まえて業者と協議しながら、できるだけ高いものはもちろん仮置き場に置くしかないと思いますけれども、その処置は慎重にしていただきたいと思います。

それとあと、私が今回2番目に出したその墓の除染に対して、その除染したものとどこに置くのかということなのですが、実際的にその墓というものは基本的に皆さんも認識あるかどうかわかりませんが、1つが全体的な心のよりどころであるし、町民の支えでもあるというものに対して、その一般的な扱いというものはもちろんしてもらっては私は困ると思うのです。そうなると、基本的に除染またその地域というものになってくると、先ほど10番からも話しましたが、私たち酸っぱいほど地元企業を使えと言っているのではなくて、地元の人のほうがそういう認識を持っているということと、あと頼む方たち、町民でありますよね。町もそうですが、その地元の人がやっているということにおい

て、そのものを簡単に言うと、墓一つの土を掘るだけでも、その心が入っているものを処理していた方が身内である、また知っている方であるということに対しての認識がすごく違ってくると思うのです。だから、私たち酸っぱく地元の人を使ってほしいと。決して便宜上の問題ではないのです。

だから、大手のゼネコンを使えば、いろんな面で人的に確保できるのは当たり前かもしれない。でも、それでは町民は納得しないのです。そういうのを踏まえていく場合、やっぱり広い町民の理解がある業者さんたち、またはその地元にかかわる人たちを使うことによって、環境省がそこで少しの安心でも町民に与えるというほうにもなるわけです。そうすると、町としては強くまた言っているのはそこもあるのです。だから、決してあなたたちがやっていない、やっているとかということではなくて、使いなさいというのはそこなのです。そこを強く考えていただきたい、地元の方を使うことによって細かい配慮ができる。また、そういう配慮をわからないゼネコンの人たちにも認識してもらうということを一つのきっかけになるこの墓の除染だと思います。

それと、あとまた除染をしたものについても、その置き方によってももちろん配慮が変わってくると思うのです。そういう面を持ちながら仮置き場をしていただきたい。そのものを置いていただくことのところをつくっていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○委員長（渡辺英博君）　若松専門官。

○環境省福島環境再生事務所専門官（若松佳紀君）　今のご指摘は大変重要なところだと思います。

お墓の除染は、まさに皆様に安心して安全な状況でお彼岸までにお墓参りできる状況にしたいということで今回やっておりますので、そちらのほう、環境省としてもその目標がきちんと達成できるように配慮していきたいと思いますし、今ご指摘のありました出てくるものの置き方についても、これ除染のほうが環境省発注のJVが担当して、そして墓石の移動のほうを町発注の業者さんほうで担当するというような形になっているのですけれども、現場で密に連携をとっていただきたい、そしてその地元の方のそういう意見なんかも取り入れて、できる限りその配慮した置き方というものをするように、そういう指導をしていきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君）　4番、宇佐神幸一君。

○4番（宇佐神幸一君）　もちろん配慮という言葉は、ここで言えば済むことの形かもしれないけれども、実際的に先ほど町長が言ったように、やっぱり地元というものを考えていく場合、環境省はまずやる前に、もちろんゼネコンも使うに必要かもしれないけれども、むしろゼネコンを地元の企業が左右させるぐらいの指導力、権限を持たせるような方向性を持てば、少しでも町民が納得できるようなそういう、細かいことかもしれませんけれども、持っていくけると思うのですが、その点に対して私も最後の質問なので、その点をしっかりとお答えいただきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君）　黒澤支所長。

○環境省福島環境再生事務所県中・県南支所長（黒澤　純君）　どうも済みません、ご意見ありがとうございます。

私地元のほうの現場の担当をしておりますけれども、今まで私どもも申し上げたし、先生方からもいろいろご指導いただきましたように、まずこの工事はJVが担当しておりますけれども、我々日々から常にJVには1つにはその下請等でそのままで地元の土建業者さん等を使うこと。それから、その資材、そういったものに関してもできる限り地元のものを、商店等を使うこと。それからもう一つ、その作業員の方につきましても、できる限り地元のこの地域のことを十分知っておられる方、また特にこの地域の復興に強い意思を持っておられる方、そういう方を使ってくださいというふうにお願いをしているところでございます。

今墓地のお話ありましたけれども、もちろん墓地もそうですけれども、例えば住宅をやるにしても、今後多くなってくる農地、こういった農地、山林、こういった除染をやるにしても、この地域のその農業状況、地勢、土質、そういったものを一番知っておられるのは地元の方でございますので、そういう方にぜひともできるだけ多くの方に除染に参加していただいてやっていくということが、一番この除染をしっかりとやる上で重要なことではないだろうかというふうに思っておりますので、できる限りそういうお願いもしております。

また、JVのほうも、そこら辺は一応認識はしておりますので、できる範囲で、できる限り特別な技術を要するといったようなものでない限り、この除染の作業と申しますのは、ご案内のとおり実はそれほど高度な技術を要しない部分が多いものでございますので、できる限り地元の業者さんなり住民の方を使える性格のものですので、そういうふうなことでやっていただくように依頼もしているところでございます。

○委員長（渡辺英博君） 議長。

○議長（塚野芳美君） 先ほどの別な委員への答弁の中で、事業系のごみは事業者が産廃業者に出して処分しろよみたいなことを言っていますけれども、例えば農家も一応個人事業主ですよね。農家が例えばコンポストとかもみがら持っていた。大工さんがかんなくずとかおがくず持っていた。それをそれ事業系だからそっちで処分しろという、そんなばかな話を考えているのですかということが1つと。

それから、根本に戻ってしまうのですけれども、最初のこの毛薙、仏浜、小浜の一部、この部分と深谷の部分も着工もしないでのんびりしていて次の土地を探したい、何か順番が逆ではないかと思うのです。何を考えているのかなと。こっちやって、もともと足りないというのは大体我々の推測がつきますけれども、まだこちらが手つかず、造成もしていないのに、次のことをやりたいなんておかしな話をしているなと思うのです。

それからもう一点、これは大した意味はないのですけれども、当初この仮置き場の話をしたときに、今我々の手元にある地図のような今申し上げました3地区の毛薙、仏浜、小浜の一部、この部分で、最初配ったときはこの図面のとおり、富岡川の南側だけなのです。その後、いつの間にかすりかえて地図配ったときに、富岡川の北側も入ったのです、同じ津波の罹災区域が。また消えているのです。

これ何考えているのですか、その大きく3つお答えください。

○委員長（渡辺英博君） どなたがお答えになりますか。

近藤課長補佐。

○環境省福島環境再生事務所課長補佐（近藤慎吾君） 済みません、ちょっと私の答弁が悪かったという、農家の今……

○議長（塙野芳美君） ちょっと待って、皆さんに聞こえないので、マイクに向かってしゃべってください、私の顔見なくたっていいですから。

○環境省福島環境再生事務所課長補佐（近藤慎吾君） 今議員からご指摘のありました農家のごみは、これは自分で処理をしろというふうに言っても、当然お困りの部分あると思いますので、これはお片づけのごみの一環として国のほうで回収をするというふうなことを考えてございます。

○議長（塙野芳美君） いやいや、ついでだからあれだけれども、農家だけではなくて、例を挙げたけれども、例えばでは大工さんとかのおがくずとかかんなくずも自分で片づけろと、事業者だからということですか。

○環境省福島環境再生事務所課長補佐（近藤慎吾君） 原則は原則としてあるというふうなところで、ただ原則あるにせよ、お困りの部分あるというふうなこともまた私ども承知しているところでございますから、そこはなかなか個別の対応というふうなことになってしまいますけれども、事業者さんもお困りにならないように国のほうとしてもどうすべきかというふうなことは、個別にこれらの事情を聞いて考えていきたいというふうに、今はそういうふうな対応をしているところでございます。

○委員長（渡辺英博君） 若松専門官。

○環境省福島環境再生事務所専門官（若松佳紀君） 今ご指摘いただきました、既に候補地としていた2カ所の造成が終わる前にその新しい候補地ということで、先にそちらの造成を終わらせるのが筋ではないかといったご指摘だったのですけれども、後ほどご説明申し上げますが、環境省のほうで昨年末に除染計画のほうを見直しましたが、やはり富岡町のほうこれからかなり急いで除染のほうも進めていかないといけないと考えておりまして、その中でやはりその1つの仮置き場の完成を待って次というような移り方をしていたのでは、なかなかこれは時間がかかるて次の除染作業の着手にもおくれが生じるということで、このような形で進めさせていただいているとおりです。

実は、ただその小良ヶ浜の仮置き場についても、もう少し前からお話のほうはあったのですけれども、その際にはまだ毛薺、仏浜の借地もまとまり切っておりませんでしたので、今回借地もおおむねまとまって、そしてその除染の方法も行方不明者の関係者にご了解いただいて、やっとその作業のほうに着手したということで、新しい仮置き場のほうの話を進めさせていただいている次第でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 近藤課長補佐。

○環境省福島環境再生事務所課長補佐（近藤慎吾君） 3点目の富岡川の北側の津波被災地のお話で

ございますけれども、こちら済みません、ちょっとこの地図の囲った部分が誤解を招くような範囲になっておりまして、大変申しわけございません。

富岡川の北側の範囲につきましては、これ環境省とそれから町の職員の方にも同行していただいて、地権者の方にまだご相談をしている最中でございます。何名かの地権者の方にご意見を伺ったところ、正直仮置き場にするには反対であるというふうなご意見をお持ちの方もいらっしゃいました。一方で、もう私はこの土地には戻らないから、仮置き場として使ってほしいというふうな意見をお持ちの方もいらっしゃいまして、なかなか意見のまとまりがついていないような状況でございます。引き続き、小浜のあの区長等とも相談させていただいて、どういった形が望ましいのかというふうなことは、町とともに検討していきたいというふうに考えてございます。

○委員長（渡辺英博君） 議長。

○議長（塚野芳美君） あらかたわかりましたけれども、こうやって図面から外すと、あくまでも今候補予定地でしようけれども、外したり入れたりしないでくれと。だったらば、その説明を欲しいのです、外すのなら外す、入れるのなら入れるで。そのことが1点と。

それから、先ほどのその事業系のごみの話ですけれども、個別というのは非常に怪しい話で、Aさんの場合はよくて、Bさんは悪かったとかという話になりかねないので、もう逆に言えば大企業はどうだかわかりませんけれども、少なくとも中小企業の場合の、事業者といつても個人事業所かそういう部分のあれば、基本的にほかに持つていけるレベルの放射能ではないのだから、もう全部引き受けろということぐらい言えないのですか。いや、お答えください。

○委員長（渡辺英博君） 近藤課長補佐。

○環境省福島環境再生事務所課長補佐（近藤慎吾君） 事業系ごみについては、先ほどのご説明の繰り返しになってしまいますけれども、やはり法令上の原則というのはなかなかあって、それに真っ向から反するようなことというのは、少なくともお答えが難しい状況でございますが、今議員おっしゃったように、個人事業主さん、自分で処理しろと言っても当然お困りになると思いますので、これは私どもとしても先ほど別の委員のご質問に答弁させていただいたような、これ運用上の配慮をすることによって、国のほうでできるだけこれは回収をさせていただくと。そうすることによって、個人事業主さんもお困りにならないような方策を国として今考えているところでございますので、こういった対応で何とかやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（渡辺英博君） 議長。

○議長（塚野芳美君） これ以上言っても余りその先話進まないのでしょうけれども、例えばでは大工さんが材料、木材を使おうと思って表に置いていたと。それで、あなた方というか、国がいいよと言って13キロc p mを超えたものまであったときに、ではどこかの産廃業者引き取るのですか。持つていっていいのですか、逆に。どこかの産廃業者に13キロc p m超したもの、汚染度の高いものを頼むことができる、持っていくのですか。最後にお答えください。

○委員長（渡辺英博君） 近藤課長補佐。

○環境省福島環境再生事務所課長補佐（近藤慎吾君） これは、産業廃棄物処理業者というのは、個別に自社の引き取り基準というのをこれは設けておりますので、その基準に合致したものであれば、引き取ってもらえるというふうな事例もこれはございますけれども、議長おっしゃるように富岡はやはり汚染度の高い地域がかなり大部分占めておりますので、そういうことが難しい事例というのも当然出てくると思います。

そういう事例について、先ほどの個別の対応、これは済みません、繰り返しになってしまいますけれども、そういう対応で支障が生じないようにしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（塙野芳美君） 委員長、ちょっと一回オーバーして悪いのだけれども、いいですか。

○委員長（渡辺英博君） 近藤課長補佐、例えば法律ではこのようになっていますよということは、法律は変えることできませんので、しゃくし定規ではなくて、例えば議長から質問ありましたように、運用上においてはほぼ議長の意見どおりに対応できるのかどうか、もう一度答弁願います。

近藤課長補佐。

○環境省福島環境再生事務所課長補佐（近藤慎吾君） もうまさに今委員長おっしゃったとおりでございまして、法令は法令、実態は実態としてありますので、これは塙野議長ご指摘のとおり、運用上で支障が発生しないようにこの運用上の配慮というのを最大限国としてもやっていくというふうな所存でございます。

〔「一回ちょっと」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 議長。

○議長（塙野芳美君） だから、わかったと。法律はわかる。あなたたち役人だから、法律守らなくてはいけないのはわかるけれども、逆に裏からいきます。

だから、13キロc p m超したものをでは出していいのですか、ほかに。先ほど車でも言ったけれども、業者のその基準云々はいいです、それは。そうではなくて、今の法律上、だから1万3,000c p mを超えたものは出していけないと言っているのでしょうか。それ出していいのですか、あなた方が言うような業者が処分しろということは。

○委員長（渡辺英博君） 近藤課長補佐。

○環境省福島環境再生事務所課長補佐（近藤慎吾君） 今汚染度に関するルールとしてありますのは、8,000ベクレルという基準でございます。

1万3,000ベクレルは……

○議長（塙野芳美君） ベクレルではなくてc p mで言ったの。

○環境省福島環境再生事務所課長補佐（近藤慎吾君） 1万3,000c p mは、この帰還困難区域からのこれは持ち出しの基準でございまして、それは1万3,000c p mを超えたものについては、持ち出

しはできません。

それから、8,000ベクレルの基準については、8,000ベクレルを超えるものは、これは通常の廃棄物処理の方法によっては、場合によっては安全に処理ができないというふうなこともありますので、これは8,000ベクレル超えるものについては、指定廃棄物ということで国のほうで処理をする対象になってございます。

逆にそれ以下のものにつきましては、通常の方法でも安全に処理が可能だというふうなことで、国のほうで安全評価を行いまして、この8,000ベクレルという数字を決めているものでございますから、これは8,000ベクレルを下回れば通常の方法で安全に処理が可能であるというふうなことになります。

○委員長（渡辺英博君） そのほか。

2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 済みません、くどいようですけれども、また同じ質問させていただきますけれども、その事業用の廃棄物についてなのですけれども、今の答弁聞いていますと、個人事業主は何かしたいと。それ以外は、ちょっと難しいようなお話をされているようですけれども、根本的に富岡町に帰すために除染をしているわけですよね。であれば、全てのごみについては国が責任を持って産廃業者と提携してやるべきだと思うのですけれども、ごみは持つていけないものはそのままにしないといけないのですか。

どこも持っていくところがなければ、引き受けてもらえるところがなければ、そのままの状態で例えば外に放置しておくとか、そのままになってしまふのですか。それで、富岡町を再生できると思っているのですか、その辺ちょっとお答えいただきたいのですけれども。

○委員長（渡辺英博君） 近藤課長補佐。

○環境省福島環境再生事務所課長補佐（近藤慎吾君） 済みません、私の答弁が悪い部分があって、大変誤解を招いていると思うのですけれども、まさに委員がおっしゃったような、誰にも引き取られなくて事業者さんがお困りのようなごみがないように、国としてもその今までご説明をさせていただいたような対応をこれまでもとっているところでございますし、これからもとつていただきたいというふうに思っております。

そういうことによって、事業者さんがもうどこにも持つていけないようなごみがないように対応をしていくというの、ここは国のほうの責任を放棄するということではございませんので、そのあたりちょっと誤解されておりましたら、謝罪をしたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 今の答弁聞きますと、責任を持って全て処理できるような体制をつくるということでおろしいのですね。

解体をする場合は、室内のものも一緒に処分できるということなのでしょうが、やはり解体をしない建物、特に事業所で中をきれいにして、設備も入れかえをして例えば貸すとか、事業を再開する場

合に設備なんかで大きいものもあるわけですよね。そういうものも直すけれども、外には持つていけないので、外に置いておきますとか、そういうこともなきにしもあらずと思うのです。ですから、そういうものも含めて全て国で責任を持ってそれを仮置き場に持っていくのか、どこでするのかわからないのですけれども、その辺も含めて全て富岡町内のものは処分するという形でお約束できますか。

○委員長（渡辺英博君）　近藤課長補佐。

○環境省福島環境再生事務所課長補佐（近藤慎吾君）　今委員ご質問の件でございますけれども、これ法律の原則というのは、済みません、これは繰り返しですけれども、あります。

したがいまして、国のはうの予算でもう今から何が出てくるかわからない状況の中で、全ての事業系のごみというのを回収するというふうなことは、お約束はこれはできませんけれども、事業者さんがお困りになるというふうな実態が現にあるわけですから、そこについては国のはうで責任放棄するというふうなことはなくて、事業者さんと一緒にそのごみ、どこに持つていき先が見つからなくて難しいごみについて、国のはうで例えば先ほどの処理先を探してくるとか、そういう対応をさせていただいて問題がないようにしていきたいというふうなことでございます。

○委員長（渡辺英博君）　2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君）　法律上とか、そういうお話はわかります。

ただ、その20キロ圏内に関しては、警戒区域になったことがあります。これも、国がやったわけです。そこにある中の富岡町が帰還をしてもらおうと思って除染をして、ごみを片づけてやるわけですね。それに法律が関連して、壁になってできないということ自体がちょっと納得できないのです。それ、法律では変えてください。そこまでやっていかなければ、帰還できません。富岡町再生できません。そう思いませんか。その辺がただ仮置き場をふやしていこうとか、もう目先のことしか我々は進めているようにしか見えないです。先々のことをやはり考えていただいて、富岡町をきれいな町にするという、そういう目的をちゃんとつくった上で町と協議して、きれいな町にするためにはこのごみはどこに持つていかなくてはいけないとか、そこまで先に考えるべきだと思うのです。それをやらないのであれば、絶対に富岡なんか帰還できません、いつになったって。その辺最後にお聞かせください。

○委員長（渡辺英博君）　これは、本部長が答弁に適するかと思いますので、本部長のはうで。

○環境省福島環境再生事務所本部長（高橋康夫君）　委員のご指摘の趣旨はよくわかります。

富岡帰還するためにその支障ないような廃棄物の処理ということは、大変重要だと思っています。先ほど担当者からるる申し上げておりますように、廃棄物処理法の中でできるものについては、法令上の限界があるということで、そこについては現場の運用ということで支障がないようによく町のほうとも相談をして進めていきたいと思いますし、またより大きな視野で、環境省だけなくこれは復興庁全体の話でございますので、町将来の帰還に向けた町づくりという意味で復興庁ともよく連携をして問題がないように対処していきたいと思っていますので、よろしくご理解いただきたいと思いま

す。

○委員長（渡辺英博君） 近藤課長補佐。

○環境省福島環境再生事務所課長補佐（近藤慎吾君） 今早川委員がおっしゃったそのお気持ちは、共有して富岡町のこれは帰還に向けた取り組みをしていかなければならないというふうなことで私どもも取り組んでいるつもりでございます。

ごみの問題、これは事業者さんにとって大きな問題というのも認識をしてございますので、なかなかこれは法律を一朝一夕に変えるというのは難しいものですから、今の制度の中で対応せざるを得ないのですけれども、その中でも私どももう最大限柔軟な運用というのをしていきまして、事業者さんが支障が発生しないように現場として取り組んでまいる所存でございますので、最後にご答弁させていただきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 9番、高橋実君。

○9番（高橋 実君） 数人から同じ質問になるのですけれども、この事業ごみ、今町産業課だかが窓口になって事業再開受け付けやっていますよね。

それで、今一番事業再開の事業者さんが困ってくるのが今の問題なのです。例えば一般家庭と違って土建屋さんなら土建屋さんで発生する仮にU字溝とか、ダイブリングだとか、大型タイヤだとか、そういうもろもろがあるわけ。ねじ工場あたりでいえば、製品が倉庫に入っていました。シャッターが地震関係で脱落してまともに雨水、風入って線量が高い製品、売り物にならなくなつたやつ、そういうやつも結局事業再開でみんな今度除染はしてもらつたって、それは除染できません、それは出せません、それは置いていてくださいといったら、事業再開ならぬですよね。そこら辺は、まず当局も環境課長十二分わかっていると思うけれども、環境省とよく打ち合わせも終わっていると思うのだけれども、町のほうはどういうふうに考えています、それに対して。それが1点。

あと、本題の仮置き場、環境省が所管だから環境アセスメント関係、これ青点線、100町歩ぐらい引いているのか、これ大体約。その中の環境省アセスメントあたりは、事前調査終わっているのかが1点。

もう一点がこの100町歩からあるところ、従来は雨が降れば地下浸透してある程度の雨水は処理できたのだけれども、今度これを処理場にしたとき、どういう置き方をするのだとによっては、雨水が浸透しなくて排水路にみんな吐くようになると思うのですけれども、その排水路の事前調査で流速関係、最大雨量から追っかけたとき、今の基準で太平洋まで排出できるのか。排出する手前で水の日々の線量検査か、水質の。それをどのように考えているのか、もろもろのことを教えてください。最低限度今質問したやつだけ答弁してください。お願いします。

○委員長（渡辺英博君） 若松専門官。

○環境省福島環境再生事務所専門官（若松佳紀君） 今回ご説明した新たな仮置き場の件について、環境アセスメントやその構造などについてご質問いただきました。

まず、1点目なのですけれども、本日の資料でご説明した地図の中のこの点線部分ですが、この部分全てが仮置き場になるわけではありません。確かに点線の中には100ヘクタール以上圃っておりますが、この点線の中のまとまった農地を仮置き場として使いたいと考えておりますし、今後そちらのほうはこの中の農地部分について交渉を進めて、仮置き場としていきたいと思っております。

また、アセスメントのほうは、仮置き場については免除されているというような認識ですし、恐らく広さも要件も達していないと考えております。

また、それも含めてご指摘ありました排水計画などはどうなっているのかというようなことも、本日資料の3枚目でご説明しましたとおり、まずこちら今後地元へのご説明を丁寧にして、ご了解をいただいた上で各地権者様に当たりまして、そこで立ち入りの了承というものをいただいて初めて現場で調査と測量設計といったような業務を発注して、そこでどういった形の仮置き場にするのが最も安全で望ましいのかということを計画いたしますので、ちょっと現時点では済みませんが、具体的なその計画はまだございませんが、今後そういうものもつくっていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長（三瓶保重君） 事業再開の産業廃棄物という形のごみ処理に関しては、生活環境部と協力いたしまして、その処理業者を紹介していただくという形で今現在紹介をしておる段階です。

以上です。

〔「あとなり、答弁ない」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 事業系のごみについては、きょう委員からいろんなご質問が出たとおり、町としても同じような話をこれまでずっとさせていただきました。その中の回答がきょう環境省しているような回答でずっと平行線のままなのですが、町としても法的な問題はわかるとしても、その中ででは運用でどうにかならないかという話もずっとしてきたことでございます。

この問題は、本当に復興、復旧のために非常に大切なものですので、町としても今後環境省ともう少し内容を詰めながら、この事業系のごみに対して本当にどうするのかというものをもっともつと詰めていきたいと思っております。

○委員長（渡辺英博君） 9番、高橋実君。

○9番（高橋 実君） 仮置き場のやつは、まず今の答弁の内容で再質問はしませんけれども、このやっぱり事業ごみ、事業再開というのは、何十社かがもう申請して現地、環境省、町担当部局と立ち会いして、あとは日程組んで入っていって除染して、終われば事業再開に向けて云々というスケジュール各社なっていると思うのですけれども、自分のこと言っても困るのだろうけれども、私の会社もそうなのだ。

こういうことであれば、事業再開の申請取り消すしかないのだ。事業ごみは出せません。出せないやつは、敷地の中においてください。フレコンバッグに入るような品物であればいいでしょうけれども、入らないものであれば、除染しないところは事業再開というのは環境省としてもいささか納得いけるような状態にならぬのでしょうかけれども、もう一回聞きます。法律は法律でわかるけれども、先ほど2番委員も言ったように、20キロは国直轄で除染するのだから、これは一般家庭は国でやります。これは事業者ごみだから、本当はごみでないのだ。再利用したり、新しいものを使おうとしておいていたもので、ごみではないの。製品なの。売り物なの。あなた方はごみと言うかもわからないけれども、置いている事業者からいうとごみではないのです。放射線だって色分けないのと一緒に、20キロ圏内はやっぱり国の範疇の中で、線引きをしないできっちり同じ扱いして気持ちよく事業再開なら再開、戻って住むのなら住むような手法をしてくれないと、何もできない。できないから進まない。そこら辺よく考えて、早急にこれは町とも、富岡町の中の分だけでも、一般廃棄ごみと一緒に考えて処理するようにしてください。そうでないと、本当に事業再開なんかみんなストップかかります、これ。ストップかかります。その点、最後にもう一回、近藤さん。

○委員長（渡辺英博君）　近藤課長補佐。

○環境省福島環境再生事務所課長補佐（近藤慎吾君）　済みません、これは私からの説明はもう尽きておりませんので、気持ちだけの答弁になってしまいますけれども、これは事業再開、富岡町にとって大変重要な問題であるというのは、もう完全に町と認識はそれは一致をしておりまし、このごみの問題も先ほど課長からありましたとおり、以前から町と相談をよくさせていただいておりますので、もう事業再開を目指す事業者さんが困らないように、法律を変えるというのはちょっとなかなか難しいです、これは。もう正直申し上げて大変難しいです。

しかしながら、国として今の法律の枠内でもできることというのはあるというふうに思っておりますので、そういう運用上の工夫をもうこれは最大限考えて、町と一緒にこの事業再開を目指す業者さんを最大限これはサポートしていきたいというふうに考えております。

済みません、気持ちだけの答弁でございますけれども。

○委員長（渡辺英博君）　高橋本部長。

○環境省福島環境再生事務所本部長（高橋康夫君）　環境省というか、廃棄物処理法の立場ではそういうことでございますけれども、今おっしゃられたような事業再開、これは農業でも営農支援、営農再開という問題ございます。

これは、私どもとしても除染をしても事業者の方が再開できないのでは意味がないわけですから、むしろこれはもう環境省だけではなくて復興全体の問題でございますので、私の立場としてはもちろん環境省としてできるだけの知恵は出しますけれども、復興局全体としても取り組むように、そういう議論もしていきたいと思っております。

○9番（高橋　実君）　お願ひします。

終わります。

○委員長（渡辺英博君） 副町長。

○副町長（斎藤紀明君） ただいまご指摘の件について、改めまして町のほうからお答えいたします。

実は、年明けて環境副大臣いらしたときあったのです。私のほうから、いろいろ解体除染とか継続して問題提起しているものがありました。今委員ご指摘のその事業再開については、町の復興を進める上で大変重要だと思っておりましたので、私のほうからも改めて副大臣の前で事業再開の先行除染、その廃棄物の話は特にしない、大きなくくりでの先行除染ということです。そういうのをしっかりとやっていただくようにという申し入れをしました。副大臣のほうからも、一定の回答いただいたように記憶しております。

いずれにしましても、今議論になっている法律は今の現状は皆さんもご承知なので、我々もあがいて、あがいてできるのは運用でやるしかない。そこでとどまつていい問題かどうかというのは、事の本質はまた別にありますので、その辺は先ほど委員法律を変えるという話もありましたけれども、変えるのがいいのか、運用でやるのがいいか、それ以外の、それはいろいろ手段はあるかと思いますが少なくとも最終的に今の問題をどう解決するかということについて、環境省なり国直轄除染なので、環境省と町の連携、また皆さんのご意見しっかり受けとめて対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○9番（高橋 実君） お願ひします。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

5番、渡辺光夫君。

○5番（渡辺光夫君） 今まで一番の今仮置き場の候補地ということで進めているのかなと思うのですけれども、もう除染計画は何か全部入っているような形なのですけれども、質問の中で2番目のその除染計画とかそういうの入つていいのですか。

○委員長（渡辺英博君） いや、それは計画に入りますので、1番の限定で……

○5番（渡辺光夫君） では、進めてください。

○委員長（渡辺英博君） そうですか。

10番、渡辺三男君。

○10番（渡辺三男君） いろんな関連なのですけれども、二、三ちょっとお聞きします。

一番新しい話で、今大分事業系のごみで法律、法律と盾にとりますけれども、少なくとも国の機関に法律なんていう言葉使ってほしくない。今回は、国のエネルギーサイクルの中で原子力発電所が運用していて、これだけの放射能廃棄物をばらまいて、誰一人後ろに手回っていないのですから、少なくとも法律は言わないでください。誰か後ろに手回った人いますか。事業者なんかはバケツ1杯、軽トラック1台のごみを投げただけで、不法投棄しただけで逮捕なのです。よく考えて言葉使ってくだ

さい。法律の壁、法律の壁で逃げようとしているけれども、よその地区は言いませんが、富岡町、放射能数値が高くて全てのものをもう要らないよというものは、全て国が法律を運用するか、法律を変えるか、そんなのはどっちでもいいです。国が責任持って片づけるのです。私はそう考えていますので、法律なんて軽々しく言葉出さないでください。

放射能に汚染されたもの、 13 c p m 以上は出せないという話ししていますが、あなたたち帰還困難区域から出てくるもの、数値をはかって管理していますか。していないでしょう。しているのであれば、私は納得します。何もしていないで数字なんかも言わないでください。管理しているのであればどういうふうに管理しているかお聞かせください。

あとは、放置自動車です。放置自動車は、皆さん困っているのは、公共施設にある自動車と道路上にある自動車ではないのです。自分のうちに放置してあって、放射能高くて出せないから何とかしてくださいと言っているのです。公共施設なんか山積みになっていたって、今の分は使っていないのだから構わないのです。そうでしょう。全然手つけていないでしょう。あなたたちは、ナンバー調べて陸運局に照会してどうたら、こうたらと言っていますけれども、例えば私のうちに出せなくて放置、土地の中に置いてある車、片づけますからと言ってきたら、いつでもはい、お願ひしますと言います。何でできることからやらないのですか。

あともう一つ、墓地の除染、墓地の除染の除染したものはフレコンバッグに入れてそこの場所に置くと答弁しましたね。文化センターの野球場に運び込んでいるでしょう。あと、先行除染したものも、文化センターの野球場に運び込んでいるでしょう。答弁と全然違うでしょう、あなたたち言っていること。実態と全然違うでしょう。やっぱり実態をきちんと説明してください、そういううそばかり言わないで。うそではなくて知らなかつたとすれば、やっぱり打ち合わせ不足です。そうでしょう。その辺をきちんと踏まえて、やっぱり我々の前に出てきてきちんとした答弁してください。余り雑ではないですか。私は全然違うと思います。私の言っていること、正しいか正しくないか答弁してください。

○委員長（渡辺英博君） どなたがお答えになりますか。これは、担当者でなくて本部長のほうから大所高所に立った答弁をお願いしたいと思うのですが、それただいまの各委員から質問出ておりますけれども、まず基本的に法律云々よりも、どうしてこういうことになったのか、その原因はどこにあるのか。それで、そのことを復興に向けて踏まえていろんな法律つくったり何だりしてあなたたちは作業しているわけです。その本筋をきちんと踏まえた上で、それで各委員の満足いくような答弁をお願いしたい。よろしくお願ひします。

高橋本部長。

○環境省福島環境再生事務所本部長（高橋康夫君） 委員から、そもそもこの放射能の汚染の原因ということについてのご指摘がございました。

そこはもうおっしゃるとおりでございます。環境省も、国の機関の一部として国が進めてきた原子

力行政の結果としてこういう事故が起こっているということで、責任をもちろん持ってございますし、そういう立場から今除染廃棄物の処理と取り組むところでございます。決して、法律を盾にとって何かやるべきことを逃げようということは一切考えてございません。むしろきょうご答弁していきますのは、実態を見て町ともよく相談をして、実態上問題がないように最大限対応してまいりたいということでございますので、そういう基本的な考え方で今後とも取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長（渡辺英博君） では、10番委員さん。

○10番（渡辺三男君） では、あと2点。

○委員長（渡辺英博君） 若松専門官。

○環境省福島環境再生事務所専門官（若松佳紀君） 私のほうから墓地除染についてお答えいたします。

今ご指摘いただいた、墓地で出たものを一時保管ではなくてスポーツセンターの野球場に運び込んでいるではないかということだったのですけれども、先ほど済みません、私からの説明舌足らずで申しわけなかったのですが、墓地除染につきましては、その現場に置く場所がある場合は現場保管をして、ちょっと現場保管が難しい墓地については、町のスポーツセンターの仮々置き場をしているところ、もしくは今後サブグラウンドのほうも使わせていただくというお話をしておりますので、そちらのほうにまず運び込むというように調整しております。

その中で、まだ今墓地も全ての墓地に手をついているわけではないので、ちょっと現在どの墓地からスポーツセンターに入っていて、どの墓地は現場置きしているのか、済みません、ちょっと把握できていないのですけれども、そういう形で進めさせていただいております。

○委員長（渡辺英博君） 近藤課長補佐。

○環境省福島環境再生事務所課長補佐（近藤慎吾君） 放置車両の件でございます。

もう委員まさにご指摘のとおり、町民の方がお困りなのは、まさに自宅のガレージ等に置きっぱなしになっている車であるというふうなことも、これもうかなり以前から委員にもご指摘いただいておりまして、そちらについても対応をさせていただくというふうなことで、既にこの議会でも答弁させていただいているとおりでございますので、ちょっと作業のほう公共施設や公道に比べておくれていることは謝罪したいと思いますが、今後できる限り速やかに必要な対応……これ、必要な対応といつても公共施設であるとか、公道に置いてある車と同じような対応になりますので、今のそちらの公共施設等に置いてある車の対応の町民の皆さんへの反応、そういうものも踏まえて、さらに対応ぶりについて詰めて、できる限り速やかに対応していきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 10番、渡辺三男君。

○10番（渡辺三男君） ありがとうございます。

やっぱり正直に、正確に物言っていたかないと我々も困りますので、ぜひその点お願いしたいと思います。決して国の機関に責任を全て押しつけるなんていう考えはないですけれども、やっぱり法律とかそういうものを盾にとって、やるかやらないかの壁ですから、法律盾にとると壁ができる、できないものがいっぱい出てくるのです。その辺を十分気をつけて考えていただきたいと。

あと、文化センターに運び込むの悪いということではなくて、本来は文化センター周辺は先行除染したのです。それにもかかわらず、町の除草工事の中で置くところなくて、一番先に町の町道の草刈りの品物を入れたと。そういう経緯あって、その経緯から多分そういったもろもろのもの入っていっているのかなと思うのです。それはそれで、仮置き場がないからしようがないと思って私は今まで何も言わなかっただけれども、そういうものをきちんと入れます。あそこに何入れます。かに入れますよというのであれば、納得はするのです。本来だったら、先行除染したところに汚染物質を持ち込むなんてあり得ないでしょう。それをやっているのです。だけれども、それは除染を進めるためには仕方のないことと思って私も理解していましたから今まで言いませんでしたが、やっぱりそういうことを正直に言っていただきたいと。ぜひ今後そういうことでお願いしたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） なければ、以上で付議事件1を終了といたします。

続きまして、付議事件2、除染実施計画についてを議題といたします。

説明を求めます。

若松専門官。

○環境省福島環境再生事務所専門官（若松佳紀君） そうしましたら、富岡町における除染工程ということで、このA3の大きな紙の工程、この資料に沿って私のほうからご説明いたします。

まず、上のほうから説明いたしますと、昨年の9月に環境省が直轄除染をしているエリアの市町村の除染について、除染の進捗状況についての総点検というものを行っております。そして、その結果を踏まえて昨年12月26日付で富岡町の除染実施計画のほうを改定しております。これまで、今年度いっぱいまでの除染計画でしたが、それを余りにもそれは現実から離れているということで、現実的な工程を引き直したといったような指針になっております。

ただ、ここで示している工程については、富岡町の帰還困難区域を除くエリアの除染の計画となっておりますので、ご了承ください。

まず、この今回の新しい工程ですが、この計画を達成するための前提がございまして、前提しましては、仮置き場が円滑に確保できること。また、同意取得も円滑にこれが取得できるということ。また、富岡川の以南、以北合計で1日当たり3,000人程度の作業員、こちらも確保できるというようなことが今回の計画の前提でございます。

計画の中身のポイントといたしましては、除染スケジュールですが、まず宅地及びその近隣の農地

森林について、宅地周りの生活圏、こちらを先行的に除染して、平成27年度中にこれは町内の除染完了を目指すということになっております。また、町内の上下水道の管路施設やまた道路については、こちら町のほうのインフラの復旧計画がございますので、平成27年度までの復旧完了におくれが生じないように、こちら先行的に除染のほうを実施いたします。また、これら上記以外の宅地周りではない、また道路ではないところの農地やまたインフラに関係ない道路、またそこの近隣の森林については、平成28年度中に完了を目指すというような計画となっております。除染事業の実施に当たってはこういった工程を持ちながらも作業の加速化や円滑化をさらに図りまして、なかなか難しいところですけれども、可能な限り工期の短縮に努めることといたします。

また次に、現在の富岡町の除染の実施状況ですが、現在線量の高い年間20ミリシーベルト以上の重要なインフラについては、平成25年度から除染を実施しております。汚泥再生処理センターや消防署、警察署、水道事務所や土木事務所、地方会館など、こちらについては既に環境省のほうで先行除染を実施しており、除染は完了しております。また、今年度公共下水道や特定環境保全公共下水道、また農業集落排水処理施設の除染に着手しております、今年度中にこういった施設の処理施設本体については除染が完了する見込みとなっております。また、道路についても先行的に除染を行っておりまして、特に県道小野富岡線につきましては、常磐道富岡インターチェンジの再開に向けまして、復旧が必要な箇所の先行的な除染というものを町からご要望いただいたので、こちらのほう昨年12月に着手して、1月に復旧箇所については除染が完了しております。また、町道についても順次町のほうから先行実施箇所のご要望をいただいておりますので、それに対応する形で現在着手をしているところでございます。また、冒頭紹介いたしましたが、今年の1月8日に本格除染の着手のほうを発表しております、龍台寺のほうから開始をしております。また、同意取得につきましても、現在進めています同意取得、一番最初は本町中央のエリアから入っていったのですが、こちらの同意取得率がおおむね6割を超えてきているところですので、こういった住宅地の除染についても、年度内2月から3月には着手する予定となっております。

なお、これまで富岡町のほうからご要望いただいたのであります家屋解体については、次のとおりに整理をしております。まず、富岡町が発行する罹災証明で半壊以上と判定された家屋については、環境省が廃棄物処理事業の一環として解体、これまでのご説明どおりですが、環境省が2月中旬までに富岡町郡山事務所、また富岡町のいわき支所にこの解体の申請窓口を開設の予定となっております。また、上記以外の家屋の解体については、現在も復興庁のもとで関係省庁が検討中という状況でございます。

また、その下の表なのですけれども、ポイントだけご説明いたしますと、現在富岡川以南の計画、こちらのほうは既に発注しております、除染業者も決まって作業中ですが、まず仮置き場は現在の津波被災地の丁寧な搜索と除染作業を進めまして、来年度、26年度内には全体の造成を終わって運用できるような状況にするということを目標としております。宅地の除染とその宅地以外の農地の除染

につきましては、先ほど説明したとおり宅地が先行的に27年度、農地が28年度内を目指しております。また、道路については既に着手済みでして、27年度内には完了を予定しております。

富岡川以北につきましては、まだ工事が発注できていないのですけれども、こちらも必要となる仮置き場の確保のめどがつき次第発注したいと考えております。最速で富岡川以北の宅地の除染には来年度、平成26年度の7月に着手できるような、そういう状況を目指して仮置き場の確保と川以北の発注も進めていきたいと考えております。農地につきましては、川南と同じく28年度内の終了を目指し、道路についてはこれは町からの要望を聞いておりますので、これは川北、川南関係なく先にインフラの復旧が入るところを優先的に除染をしていくというような形で考えております。

資料の説明は以上です。

○委員長（渡辺英博君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ご意見ございませんか。

9番、高橋実君。

○9番（高橋 実君） まず、環境省さん、除染関係、あとは高速道路のネクスコ、来月の22日開通になって、開通し終わってから今度富岡から浪江インターまでの復旧かかると思うのだけれども、それとあと内閣の通行検問所とか、通学通行路か、その他もろもろ除染に対してかかわりある省庁とか民間企業とかあるわけ。

さっき最後に富岡川から北側云々と言ったのだけれども、結局北側が富岡インターの出入り口になっているし、出入り口。そうしたときに、今富岡町内、しかも夜の森地区なんかは、第一原発の復旧関係の大型トラック、今度高速道路の復旧の大型トラック、その他もろもろで日に延べ台数300から500台動いている。その中で除染作業、北も南も今度発注したらば、3,000人なら3,000人の休憩所とか、南なら南から入ってくる作業員の通行路の確保とか、いろいろ縦横のつながりで意見調整していますか、その1点教えて。

○委員長（渡辺英博君） 若松専門官。

○環境省福島環境再生事務所専門官（若松佳紀君） 今ご指摘いただきましたのは、川北の除染の発注まで見越すと、町内かなりの作業員の人数が入ると。そして、さらに……

〔「南にも北にも」と言う人あり〕

○環境省福島環境再生事務所専門官（若松佳紀君） そうです。南も北も今回の予定ですと、並行して作業は進めるような、除染は進めるような形になりますので、その中でネクスコであったり、あと支援チームとの連携が重要ではないかというご指摘だったのですが、具体的に何人の作業員がこのタイミングで入るので、なので、通過交通はここを認めてほしいというようなところをまだ支援チームやまたネクスコなどと調整はしておりません。

ただ、それはまだその川北の発注すらしていない状況なので、なかなかそういった相談ができていないというところなのですけれども、ただ今回その常磐富岡インターの開通に際しても、一部新しく

通過交通調整しているという話がありまして、そういったところ、町とも連携しまして、先行的な除染をしてその開通に支障にならないようにという調整はしておりますので、今後川北の本格除染発注した際には、当然そういった必要となるような箇所については、関係各所ときちんと密に調整して、人が多いので、やっぱりそういったところうまくやらないと、絶対その人の流れやそういったところ、詰まってしまったりすると思いますので、ちゃんと連携して進めたいと考えております。

○委員長（渡辺英博君） 9番、高橋実君。

○9番（高橋 実君） あれ発注していつまで終わりではなく、一番は富岡町民が日中今現在帰ったときに道路上なら道路上、出入りするのなら出入りするで、危険度を増すようなことないような発注形態を踏んでもらいたい。

別に町は、29年3月までは帰町宣言しないということになっているのだから、それまでに安全、余裕を持って丁寧な除染をしてもらえばいいわけですから、場合によっては30年にかかったっていいわけですから、スタートがずれて終わりは一緒だ。北も南も一緒になってやあやあ、やあや通過交通の車から川内から下がってくる車から、時と場合によっては野上地区の除染終われば、288号線下がって大熊経由で富岡に入る車から大変な数でしょう、これ。そういうときに、富岡町民の人が交通事故に巻き込まれないような余裕を持った仕事の発注をしてもらいたい。今現在行ってみると、そこそこわかると思いますけれども、かなり大型ダンプで危険な状態だから……危険な状態。特に県庁のトップ張っているから、ばんたび富岡に入っているから、こんなこと言わなくとも富岡町の交通事情関係はわかると思うのだけれども、やはりどこから口あけてどこで閉めて、次どこにかかるか頭に描いてやってもらわないと、現地は仕事は進んで自分の立場はよくなるけれども、中に入った車が外に今度放射能拡散する要因でもあるから。

さっきの事業用ごみの話は一旦終わったのだろうけれども、外部に持つていけば誰もそんなの引き取らないし、輸送すればタイヤに付着して拡散するだけ。ここら辺は環境省所管だから、十二分わかっていると思うのだけれども、余裕の持った安全にできるスケジュールを立ててやってもらいたい。どうでしょうか、黒澤支所長さん。

○委員長（渡辺英博君） 黒澤支所長。

○環境省福島環境再生事務所県中・県南支所長（黒澤 純君） ただいま先生がおっしゃっていただいたように、特に平成26年度は直轄除染も、この富岡だけではなくてほかの地域でも始まりますし、また我々以外の原発関係あるいはそれ以外のインフラ整備等、数多くの車等が入ってくるのではないだろうかというふうに予想されます。

そこら辺につきましては、先ほど申しましたように、関係機関の連絡体制をしっかりとって、これからそういう調整もしていかなければいけないと同時に、また特にその県警、警察ご当局ともよく連携をとって、とにもかくにも渋滞等を起こさないことも大事でありますし、何より最も大事なことは事故等起こさないということでございますので、そういう点についても今後そういったところと十分

連絡をとってご指導もいただきながら、そういうこととあわせてやはりその住民の方の一日も早い帰還に向けて、除染はそういった諸条件の中でできる限り早く進めていくということでやらせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○委員長（渡辺英博君） 9番、高橋実君。

○9番（高橋 実君） 町長の考え方。

○委員長（渡辺英博君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 町としても、これ除染が進まなければ当然帰還というものがおくれるわけですが、完全な富岡町の除染というものが終わったときに、富岡町ではすぐに除染が終わったからみんなで帰りましょうというような考えはしていません。

と申しますのは、除染の効果というもの、これを検証すべき問題でもあろうかと思いますが、そういうもろもろの考え方を考慮すれば、今ほど言われたような実際に混在作業というか、そういうことで確かに交通事故等々のものが懸念されるわけです。これについては、双葉警察署とそして環境省と連絡を密にとって進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

○9番（高橋 実君） 終わります。

○委員長（渡辺英博君） 8番、黒沢英男君。

○8番（黒沢英男君） 家屋の解体については、以下のとおりというふうに説明書きがあるのですがこの環境省は2月中旬までに富岡の郡山事務所、いわき支所に申請窓口を設置するというふうになっているのですが、恐らくこの注意書きがないところを見ると、川南、川以北、帰還困難区域も含めて申請窓口を設けるというような形をとるのでしょうかけれども、この解体するのはいつから始められるのか、それをはっきり今まで答えていないのです。いつから入れるのか。

いであ株式会社にも私何回か聞きました。おたくが最初除染をしてもらいたいと。解体は後ですということをはっきり言わされました。解体は後でもいいのですが、いつから始まつていつで終わるのかこの辺をはっきりしていないと、いつから始められるのか。申し込みは受けました。申請窓口設置しました。申し込みは受け付けました。はい、半年経過しても、確かに除染が終わらなければこの解体はできないと思うのです。除染は、恐らく本町中央地区であれば、もう半年近くで終わってしまうのかなと。すると、その後にすぐ解体するのか、その第1点それと。

富岡町には何%かの家屋が相続放棄とか、放棄建物というのがあるのです。相続を放棄している建物があります。これを誰が処理するのか、そういう建物に対して。恐らく100%は、これは把握できていないと思うのです。私その辺も2点目に聞いておきます。

それともう一点、最後に今8番委員が言われたように、平成26年度からこの除染が7月から両方川南、川北ともども一緒になっているのです。これは、大変な交通渋滞も起きるし、帰還できないようなおそれもできてしまうのです。今でさえも、あなた方広野インターおりるときに、相当時間はかかっています。この第一原発の汚染水問題とか、いろんな問題が絡んでいる。相当な台数が一度に、こ

の富岡インターが開通すると、渋滞が起きるのです。そのことをやはりもうちょっとこの帰還困難区域の除染を一度に集中させないでずらすことはできないのかどうか、この辺を聞いておきます。

○委員長（渡辺英博君）　近藤課長補佐。

○環境省福島環境再生事務所課長補佐（近藤慎吾君）　委員今ご指摘いただいた点の1点目と2点目については、これは半壊以上の家屋の解体についてでございましたから、私からお答えをしたいと思います。

まず、1点目でございますけれども、委員ご質問の趣旨は、いつからその家屋の実際の解体工事が始まるのかというふうなことだったかと思います。これ、大変難しい問題でございますけれども、まず今東京電力との家屋に関する賠償の手続を町民の皆さん進めている最中だというふうに認識をしておりまして、そちらの手続が完了しないうちに国のほうでこれ解体をしますと、後でその賠償の手続に問題が発生してくる可能性もなきにしもあらずだというふうに思っておりまして、その賠償の手続の進捗の状況がまず問題になってくると。それから、それが済んだ後に私どもで、これ手続は並行して行うことになろうかと思いますけれども、実際にその家屋について所有者様から解体のその同意書というのをいただくことになろうかと思います。その同意書には、やはり家屋でございますから、所有者様以外の権利者様がいらっしゃる場合は、そちらの権利者様についても了解をしていかなければなりませんので、そういう権利関係及び賠償関係の手続が完了しないと、これは解体をすることはできないというふうなことになります。こういった手続がどれくらい早く終わるのかというふうなことがその解体の時期の決定にはやはり問題になってくるのかなと思っておりますけれども、こういった手續が完了している建物から、もうできる範囲で解体工事を発注していくというふうなことも当然考えていかなければならないと思っておりますので、できる限りこれは実際に家屋の解体工事が早く実施できるように、国の方としてもいろいろな方策を考えていきたいというふうに思っております。

それから、2点目でございます。相続がされていない建物について、どのような形で解体を進めるのかというふうなことでございますけれども、確かに委員おっしゃるとおり、もうかなり昔から相続がされていない建物というのもあろうかと思います。そういうものについては、一義的には登記簿をまずとって所有者様を調べるというふうなことになろうかと思いますけれども、その結果相続がもう長い間されていないというふうなことが判明しましたならば、例えば町のほうに課税情報を聞いて、現在の実質的な所有者様は誰なのかというふうなことを把握させていただいて、その所有者様から廃棄の同意をいただくとか、そういう形で実態として対応できるような手續を考えていきたいというふうに思っております。

○委員長（渡辺英博君）　黒澤支所長。

○環境省福島環境再生事務所県中・県南支所長（黒澤　純君）　道路の交通渋滞の件でございますけれども、先ほども申し上げましたし、先生もお話しのとおり来年度以降相当量の仕事量がこの地域に

発生してくるということは、我々も想像はしております。

我々が直轄除染もそうですし、先ほど申しましたけれども、インフラ等の改善の問題も出てくるし、原発関係も出てくるし、いろんな事業再開といったようなことも出てくると思います。この地域が年々その活性化が進んでくることによって、その26年度もそうですし、では27年、28年がどうかということになると、またさらにそういった活動が盛んになってくるのではないかといったようなことも推定できますので、なかなかではそのおっしゃったようにことしの部分を少し先延ばしをして、事業を平滑化することによって、そこら辺の交通渋滞が防げないかということに関しては、それ以外の交通量というものを十分考えますと、さらにその来年も再来年もより一層大変になるのではないだろうかということも考えられます。したがいまして、これにつきましては、おっしゃるような心配十分あって、我々も心配しておるのですけれども、まずは我々のほうで計画をつくって、さまざまな関連機関も今同じように計画をつくったり、実行しようとしている段階でございますので、そういう関係機関がよく集まって相談して、特に警察等のご指導もいただきながらできる限りそういった調整をしていくということで、特に富岡町さんのほうでは今年度以降一時帰宅等もされる方も大勢いらっしゃると思います。そういう方のことも考えても、やはり除染はできる限り進めて、安全、安心の中で早く帰っていただきたいというふうな気持ちでございますので、そこら辺できる限りの調整をしながら、早い除染を進めていきたいというのが私どもの気持ちでございます。その辺ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 8番、黒沢英男君。

○8番（黒沢英男君） 1点目の今回答いだいたのですが、その権利関係、賠償手続終了後に解体すると。全て同意を得て解体するというようなことなのですが、それはごもっともなことで、賠償が終わらない限りは、これは全て申請窓口、申請するときにその辺のことも把握されるようなこともやっておかれたほうがよろしいのではないかと思います。この賠償関係はお済みですかとか、済みではないとか、これは当然のことだと思うのです。

それと、この帰還困難区域についても、申請は受け付けるのですね、この辺はっきりとしないと、書類が一緒くたになるおそれがあるのではないかということ、それは構わないのですが、いずれにしても除染が終わらないと、この解体はしないのですよね。これだけは。除染しなくても、解体全て賠償の手続、権利関係のはっきりした明確な同意が得られればやりますよということではないですね、それもう一度はっきりとお答えください。

○委員長（渡辺英博君） 若松専門官。

○環境省福島環境再生事務所専門官（若松佳紀君） 今委員のほうから除染との関係についてご質問いただいたのですけれども、今言われた内容は正確ではございません。

解体と除染は、環境省のほうでは切り離して考えておりまして、もちろん本町中央今既に除染を始めるという話をしておりますので、除染が先にされてその後解体というところもあろうかとは思いま

すけれども、もちろんその解体の要望とあと罹災証明がそろって申請された場合につきましては、今同意取得している中では、そういった建物については、もう壊すと決まっているものについては、建物の除染はしませんという説明をしております。ですので、そこでではもうこれは壊してしまうので、建物だけはしない。ただ、庭であったり周りのところについては、除染するので同意をいただくというような状況になっております。

ひょっとしたら、解体の要望のほうを同意取得のときにお伺いしていなくて、解体するつもりなのだけれども、除染の同意もしているという方もいるのかもしれませんけれども、基本にはそういった流れで今進めさせていただいているので、済みません、ちょっと長く、結論から言いますと、解体をしてから除染というような、そういった手順というのも十分あり得ますので、解体と除染はどっちが先になるかというのは、ちょっと決まっているものではございません。

〔これより 6 番山本育男委員欠席〕

○委員長（渡辺英博君） 8 番、黒沢英男君。

○8 番（黒沢英男君） 今までその辺がはっきりした回答が出なかったのです。

この除染して解体する、私はもう除染が先かなというふうに、そういうふうにいであさんのはうからも言われていますし、この東電除染が解体のほうはまだはっきり決まっていないから、解体して除染なんていうことは考えられないからという返答もらっているのです。これ、いであさんに聞いていただければはっきりわかることなのですが、そういうふうな除染の同意を取りつける業者にその辺のはっきりとしたことを言っていただかないと、前にはなかなかその辺進まないので、この解体に関して。私、だからそれを改めて先ほど質問したのは、なぜではいであさんに委託してそういうことをはっきりと解体のことも申し上げておかないのか、その辺なのです。それ最後にお伺いします。

○委員長（渡辺英博君） どなたがお答えになりますか。

若松専門官。

○環境省福島環境再生事務所専門官（若松佳紀君） 今ご指摘いただいた点については、済みません、ちょっとこちらから業者への指示が徹底していなかった部分があるのかもしれませんので、またそちらについては、ちょっと再度確認して徹底したいと思います。

もう一度整理いたしますと、現在既に半壊以上の罹災証明をとっていて、そして解体の意思がある場合、これはもういざれ解体することが確定しておりますので、そういった建物については、建物の除染はしないと。ただ、土地の除染はしますよという同意をいただくという、そういった指示を出しているという認識でございます。

また、まだその罹災証明が確定していない、もしくは解体するかどうか決め切っていないというような場合は、まずは除染の同意をくださいというような説明になっているはずですので、その場合は除染の同意をしていただいて、また再度着工の前に意思の確認というような形で進めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） 8番、黒沢英男君。

○8番（黒沢英男君） では、もう一度確認しておきますが、要するに中央の建物で……中央です。中央の建物で除染のこの同意を取りつけるのに今来ているのです。本来なら、この建物は富岡町で罹災証明を発行している建物なのですよということを私申し上げても、いや、除染は除染ですからと。だから、除染が終わってから私は解体なのかなというふうに感じていましたから、その辺をはっきりとして委託した業者に言つていただかないと、解体と除染は別で構わないのだよと。解体は解体先で構わないのだよというふうな言い方をしてもらわないと、これ話が煮詰まらないですから、その辺徹底してお願ひしたいと思います。

以上、要望で終わります。

○委員長（渡辺英博君） 復興推進課長。

○参考兼復興推進課長（高野善男君） その件につきましては、町のほうとしましてもこれから環境省と詰めていきたいと思います。

今現在同意に当たって、解体先にするのか後にするのかという問題が多々あって、実際に住民としては先に解体をしてもらえば、その部分についての放射線量の物質が飛散しても、ほこり等でも周りについたものは後で除染すればきれいになるのではないかという提案されております。ですから、後で除染をしてもらったほうが楽なのかなというふうに町のほうは考えていますけれども、庭先を先に除染してあと解体すれば、2度除染してくれるのかという話も、そういう話も詰めなければなりませんけれども、多分環境省のほうではそういうことはやらないと思いますので、その辺もよく環境省と詰めたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 近藤課長補佐。

○環境省福島環境再生事務所課長補佐（近藤慎吾君） 先ほどご指摘いただきました解体の申請の対象についてでございますけれども、これまずは避難指示解除準備区域と、それから居住制限区域、これを優先したいと思います。

帰還困難区域につきましては、これは除染の実施計画の中でも富岡町の帰還でありますとか、あるいは今のモデル除染の効果、こういったものを参考に除染のほうの方針を検討するというふうなことになっておりますので、これ除染と解体、今議論になっておりますように、かなり密接な関係がございますので、そういう除染の方針も踏まえて、今後提案をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、賠償の状況を解体の申請の際に把握をすべきだというふうなこと、これはもうまさにおっしゃるとおりでございまして、これについても東京電力と連携をしましてしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 8番委員の今質問の再質問ちょっとさせてもらいたいのだけれども、環境省ではかなりのペースで除染の同意とられていると。その同意のときに、ちゃんと半壊以上の方にあなたの場合には解体も選択できますよと。除染と解体の選択、これ同意のときに申し述べておかないと、その同意に錯誤があるのではないの、錯誤。

結局勘違いして、私は解体できるのに除染を同意してしまったと。除染に取りかかったところは、あと解体を受け付けませんよでは困るわけだ。その辺をやはりその同意した方に、あなたの場合は半壊ですから、半壊以上であれば解体も選択できるよともう一回ちゃんと言わないと、これ何だべ、俺解体したかったのに除染されてしまったから解体できなくなってしまったと、後でそういうトラブルないようにちゃんとしてもらいたいのだけれども、本部長、ちょっと答えてください。

○委員長（渡辺英博君） 高橋本部長。

○環境省福島環境再生事務所本部長（高橋康夫君） 解体と除染の関係は、先ほど担当が説明したとおりでございますけれども、先ほど先生のご質問あったように、現場で万が一誤解があつてはいけませんので、もう一度その辺は改めて確認をして、おっしゃったような誤解がないように万全を期したいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長。

○副委員長（安藤正純君） では、本部長、今同意をとられた方に再確認するということでいいですか。

○委員長（渡辺英博君） 高橋本部長。

○環境省福島環境再生事務所本部長（高橋康夫君） 同意を始めたのが昨年からなので、恐らく最初のころまだ賠償の考え方出ていない時期に同意取得の作業始めておりますので、若干最初の段階で十分説明ができていないケースもあるおそれもございます。

そういう意味で、特に最初のほうに同意をいただいたところを中心にそういうことがないかどうか改めて確認をして、誤解がないようにしたいと思います。

○副委員長（安藤正純君） では、それでよろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） ちょっと1個だけお願ひします。

除染の工程表と焼却炉のやつで、焼却炉の解体が先日出た入札の工事で平成30年の3月になつたのですけれども、これこの28年でとまって29年行くのですけれども、この除染の工程と焼却炉というのはダブってこない、まるっきり別なものというふうに考えていいのですか。それとも、この中でかぶつてくるのですか、それだけちょっと教えてもらつていいですか。

○委員長（渡辺英博君） 若松専門官。

○環境省福島環境再生事務所専門官（若松佳紀君） 今いただいたご質問は、富岡町の仮設の焼却施設のこれからとの運用の期間の予定が解体まで含めて30年というような形になっていて、除染のス

ケジュールが29年3月までになっているので、ちょっと1年ずれているが、どういう関係なのかというご質問ですが、もちろん仮設の焼却施設においては、除染作業で発生する草木などの可燃物というもの、これを主に燃やしていくことになりますので、これは除染作業の工程と深くかかわってきます。

また、廃棄物の処理のほうの計画とも関連してくるのですけれども、当然その除染の作業が例えば今波線になっていますけれども、28年度長引いて、なかなかその草木が出てくるタイミングというのがずれ込むようなことがあれば、もちろん焼却炉のほうもそれを処理する必要がありますので、それに沿って計画というものは修正する必要があるのかなとは思っておりますけれども、基本的には28年度中に今予定していますので、そこまで燃やして、最終年1年で解体というような計画なのかなと考えております。

○委員長（渡辺英博君） 遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） どういうふうに物理的に考えると、その除染で出てきたものと焼却を同時に終わるということを可能なのか、僕にはちょっと理解ができないのですけれども、根本的に除染が28年、この点線まで行った時点でもう30年の焼却炉の解体は多分不可能ですよね。ありえないですね。そんなに次々、次々燃やせるわけないですね、幾ら燃やせるといっても。

ということは、最初から焼却炉の解体は、あそこの地域は30年の段階ではもう使えないということを僕らは認識するようになるのですか。もう見通しはある程度ついていると思うのですけれども、除染してきたものを燃やして、燃やして終わるというタイムラグを考えれば、あそこの地域は30年には焼却炉はもうなくなることはないというふうに思っていいこれは工程表なのですか。

○委員長（渡辺英博君） 近藤課長補佐。

○環境省福島環境再生事務所課長補佐（近藤慎吾君） 今の委員のご指摘でございますけれども、若松から説明をさせていただいたのは、除染を今後していくとごみが徐々に出てくることになります。

そのごみは、順次この仮設の焼却炉で燃やすことになりますので、どれだけタイムラグがあるのかというのはともかくとして、発生するたびにどんどん、どんどん焼却炉のほうで処理をしていくことになります。解体の期間は、確かに議員おっしゃるとおり今の要求水準書上では平成29年度いっぱい点線が引いてある状態でございますけれども、これは1年かかるかどうかというのは、なかなか読みづらいところがありまして、この点線もできる限り短縮するように、私ども業者のほう指導してまいりますし、その旨はこの要求水準書上にも書かせていただいているというふうなことでございます。ですから、平成29年度いっぱい全部使えないかというとそうではないけれども、29年度にはかかるであろうと、今そのぐらいの認識を持っていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 3番。

○3番（遠藤一善君） そうすると、29年度という、30年3月というふうな提示で書いてあったので

すけれども、30年3月までには焼却炉はあそこは解体をするということでいいのですね。

○委員長（渡辺英博君） 近藤課長補佐。

○環境省福島環境再生事務所課長補佐（近藤慎吾君） 今の予定では……

○3番（遠藤一善君） 予定の話。

○環境省福島環境再生事務所課長補佐（近藤慎吾君） 済みません、それを目標に取り組んでまいりますし、今の段階ではその予定であると。

ただ、若松が申し上げたとおり、この除染のスケジュールというのも終わりますので、それ今後のそのスケジュールいかんによっては、焼却炉の期間もこれは延ばしていかざるを得ない場面もあろうかと思います。ただ、今の段階では今委員ご指摘のスケジュールを目標に環境省として取り組んでいくという所存でございます。

○委員長（渡辺英博君） それで、ちょっと皆さんにお諮りしたいのですが、12時を過ぎておりますので、またあと何人質問者がいるか、その辺確認したいのですが。場合によっては、1時からということになりますので、何人おります、あと質問予定者。

〔「全員くらいな、全員1回ずつやるもんね」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） では、1時から再開しますか。

〔「1時って、食事ないんでしょう。食事がない」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） いや、今から……

〔「何でもねえだろう、終わったんだから」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） いやいや、いっぱいいるのです。

〔「だから、一回休憩とって、15分だけ休憩とって、だって食事があるんだったらいつまで休憩というのもあるけど、この場合……」「食事なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 時間をとて食べに行く時間もとることもできますけれども。

〔「いや、数人の委員での質問ですから、そんな私は長くはないです」「10分ぐらい休憩して、それで……」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 飯抜きでやります。

〔「飯抜きで。委員長、やっぱりこの際お互いに申し上げておきたいのは、質問者も簡単明瞭、答弁者も簡単明瞭、こうじゃないと幾らたたって終わらねえからね、これはお互いに守るようにしよう」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） はい、わかりました。

〔「それで、10分ほど休憩だけ」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） それで……

〔「委員長、こんな大切な問題を2時間きつぱりで決めようとしている考え方そのものが私は理解できない。きょう1日やってもやり切れるかというくらいの考え方で取り組むのが我々の立場だと思うんですよ」「はい、そのとおり」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） それでは、飯抜きであります、40分まで休議いたします。

休 議 (午後 零時26分)

再 開 (午後 零時39分)

○委員長（渡辺英博君） それでは、再開いたします。

質問とか答弁は簡単明瞭に、簡潔にお願いいたします。

どなたかご意見ございませんか。

5番、渡辺光夫君。

○5番（渡辺光夫君） 3点ほどお聞きしたいと思います。

まず1点は、農地の除染についてなのですが、建物隣接するところにある小さな建物です。そういうものは除染するのかどうか。

それともう一点は、農地なのですけれども、隣接する竹やぶから例えば竹がどんどん農地にもう入ってきてしまっているという状況なのです。そういったところは、全てそういう竹の根っこ等まで取って撤去してくれるのかどうか、2点。

もう一点は、この富岡町における除染工程の中の一番下の中に、家屋解体について以下のとおりの中の一番下の段の上記以外の家屋の解体については、復興庁のもとで関係省庁が今検討中というなつておりますが、この進捗状況を教えていただきたいと思います。

以上3点お願いします。

○委員長（渡辺英博君） どなたがお答えになりますか。

若松専門官。

○環境省福島環境再生事務所専門官（若松佳紀君） 最初の2点について、私のほうからお答えいたします。

まず、最初のご質問の確認なのですけれども、農地の中の建物を除染するのかというご質問でよろしいですか。

○5番（渡辺光夫君） 建物というか、構造物ね。

○環境省福島環境再生事務所専門官（若松佳紀君） はい、そちらについては、もちろん生活圏にあるものですから、除染の対象となっておりますので、問題がなければそちらも建物というような扱いで、同じメニューで除染をすることとなります。

また、ちょっと2点目の農地に今生えている竹の根についてどういう扱いになるのかということな

のですけれども、基本的には農地の除染の手順といたしましては、除草した後に枯れ草や落ち葉を、堆積物を除去しまして、その後に表土剥ぎ取り、もしくは反転耕や深耕といった工法になるのですけれども、現在ちょっと説明している範囲ですと、今柳がたくさん生えているというような状況のほうは伺っておりまして、こちらについては必要に応じて除染の中で根っこを抜き取る、抜根までやりますという形にしたいと考えておりますが、竹のほうは、済みません、私もなかなか現状が見れていないところもありまして、その今生えている上の部分は、それは可能な限り刈り取ることはできると思うのですが、その地中を走っている根っこをどこまで除去できるのかというのは、それはちょっと現場次第になるかと思いますので、また現場を見た際にご相談いただければと思います。

3点目は、どうしましょうか、私のほうから……

〔何事か言う人あり〕

○環境省福島環境再生事務所専門官（若松佳紀君） では、本部長から3点目いたします。

○委員長（渡辺英博君） 本部長。

○環境省福島環境再生事務所本部長（高橋康夫君） 解体についての関係省庁の検討状況ということでご質問ございました。

昨年度後半に復興庁が中心になりました、環境省と関係省庁が入った連絡会議が立ち上がりまして、この中で特に長期的に避難をして荒廃してしまった家屋の解体についての検討をしてまいりました。1つは、きょうご説明していますように、環境省が半壊以上ということで罹災証明が出たものを解体するということについては、もう決まっておりますので、今その準備を済々としておりますけれども、それとあと賠償です。賠償についても、これは帰還される方ですけれども、解体やそれに必要な建てかえで解体が必要になった場合に、賠償するという考えております。まだはっきりしていないのは半壊以上と認定することが困難であると、そういうふうなものについてどうするのかと、こういうことがまだ残っております。これにつきまして、復興庁が中心になり、関係省庁が今議論しておるところでございますけれども、復興庁のほうからはできるだけ早く、できれば年度内には一定の方向性が出せるように検討したいというふうに聞いておりますので、環境省としても積極的に検討に参加をしていきたいというふうに思っております。

○委員長（渡辺英博君） 5番、渡辺光夫君。

○5番（渡辺光夫君） 1番目についての構造物についてはわかりました。

2番目の今現状として見ているところは、竹やぶなのですけれども、隣の隣接する土地から竹が入って、実際竹というのはしつこいのです。ですから、本当に30センチぐらい掘らないと、どんどん根っこがもう生えてしまって、例えば建物の前ですから、100坪、200坪の土地なのですけれども、農地にしてあるのですけれども、そのところの根っこを取らないと、もう到底畑にも使えないような状況なのです。そういったところありますので、もろもろの家でそういったところが多分あると思いますので、ぜひそれはやっていただきたいようなことをしていただきたいというふうに思います。それ、あと

お願いします。

それと、現在では建物そのものがこの管轄内で例えば壊さないと、そのままの状況であるということなのですけれども、実際これから除染して2年、3年、5年たてば、もう入れるような状況ではないのです。外観はそっくりしているのですけれども、中身はもうどうしようもない状況になってきている。要するに日本の特有の気候の中で、こういう梅雨とか何かあると、中がもうどうしようもない全部解体しないともう入れない。それと同時に、その家の環境の中で住んでいる方がお年寄り、そして子供さんがいますよね。すると、子供さんたちは帰れないということで、例えばいわきとか郡山に家を買ったり、つくったりしてもう住んでいるわけです。住もうとしてるわけです。そういうときに、やはりお年寄りが帰って住めるかというと、もう住めるような状況でなくなってしまうという状況なのです。ですから、そういうところの解体までもぜひできるような方法をとっていただければというふうにお願いしたいなというふうに思いますので、その辺も検討に入れていただきたいと進行していただければというふうに思いますが。

○委員長（渡辺英博君） 答弁求めますか。要望ですか。

○5番（渡辺光夫君） 要望ではなくて、今検討中であるというから、その検討の中にぜひそれを建物の場合は特に入れていただきたいと思います。

〔「要望だ」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 町長。

○町長（宮本皓一君） では、これについて私がお答えします。

これについては、半壊ということ以下のもので、解体を希望する方は富岡町にいっぱいございます。そういう意味では、もう2年になるほど長きにわたって要望しているのですが、なかなかそれに対する明快な回答がないということで、過日環境大臣が富岡町に来たときも、この問題は宿題として提供してありますので、今後皆さんとも全協なりでいろいろな意見のすり合わせをしながら、そしてまた富岡町として国に要望をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

きょうここへお越しの福島環境再生センターのほうからの職員の方々では、なかなか決められない部分がいっぱいあるのだと思います。そういう意味では今後検討させてもらって、そして我々執行部と議会が意見のすり合わせをしながらもう一度これについては要望していきたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 5番、渡辺光夫君。

○5番（渡辺光夫君） はい、了解いたしました。

そのようなことで進めていただきたい、検討中というですから、ぜひそういった要望をどんどん入れていただきたい検討していただきたいということでございます。

終わります。

○委員長（渡辺英博君） 議長。

○議長（塚野芳美君） 先ほどの話の中でというか、2点ほど。

1点は、除染したから解体しないというものではないはずなのですけれども、たまたまいいろんな状況の中で手続の順番とか何かがあって、除染が済んでも今のルールの中では半壊以上であれば、解体はするはずなのです。そのこと1点確認と。

それから、その検討中という今話ですけれども、検討するような時期はとっくに過ぎているのです。町長大分優しい答弁したようですけれども、私はこの間復興庁と話したのですけれども、環境省さんのほうが解体に対して前向きでない。復興庁のほうは訴えているという答弁をいただいたけれども、どちらが本当なのですか。その2点お答えください。

○委員長（渡辺英博君） 本部長。

○環境省福島環境再生事務所本部長（高橋康夫君） まず、解体と除染の関係でありますけれども、私どもとしてはもう解体することが明らかである、あるいはもう持ち主の方は解体するということで決めておられると、そういうものについては建物の部分についてはあえて除染をしなくて解体をするということは合理的ではないかと。

もちろんそれは決まっていないものについては、まずは除染をした上でその後解体することもあり得ると、そういう考え方ございますけれども、できるだけ除染必要なものになるべく早く終わらせるという意味では、そういう除染が必要ないものは、もう除染をせずに解体をすることがあるのではないかと思っております。

それから、2つ目のご質問ですけれども、復興庁は政府全体としての取りまとめということで、関係省庁の意見を束ねて方針を出してきてございます。環境省は、どっちかというともう実行部隊でありますので、まさに解体を直接する部署でございますので、若干そういう意味では役割違いますけれども、私どもとしては環境省として解体が必要なものはきちんと解体をしていくと、そのための態勢を、これはかなり人手も要するものでございますけれども、そういうものを態勢もきちんと整えて必要なことはやっていきたいというふうに思っておりますので、決して逃げるということではございません。

○委員長（渡辺英博君） 議長。

○議長（塚野芳美君） いや、ですから本部長、言葉は丁寧に使ってほしいのですけれども、除染したものでも解体することがあり得る、だからそんなこと聞いていないです、私は。

今例えばでは2次調査が済んでいないから、まだ半壊のあれが得られていない。もしくは、今解体するかしないか迷っているから、ですからその後だからそうすると除染が先に進むわけです。除染がしたものであっても、今のルールで言えば、ですから半壊以上のものは解体するのでしょうか。するものもあるなんて半端な言い方しないで、はっきり言ってください。

それから、その復興庁との縦割りでまたそっちでけんかしたってしようがないですけれども、いず

れにしてもそれはまとめてください。復興庁と環境省で言うことが違うと困るので、半壊に満たないもの、その解体、もういつまで、検討すると言わないで早く結論出してください。その2点もう一度お願ひします。

○委員長（渡辺英博君） 高橋本部長。

○環境省福島環境再生事務所本部長（高橋康夫君） 現時点での整理としては、除染に同意をしたということをもって一律に、これはもう同意した家はその解体の対象になりませんということではないということ今整理でありますということでご理解をいただければと思います。

それから2つ目については、けんかをしているわけではありませんが、解体をする場合にではその費用をどうするのかということ、負担をどうするのかということも含めてやはり整理が必要でございますので、その辺復興庁が中心になって全体取りまとめますけれども、私どもとしては復興庁とよく連携をして環境省としてきちんと対応できるように引き続き綿密に連絡をとって対応していきたいと思っております。

○議長（塙野芳美君） 終わります。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

10番、渡辺三男君。

○10番（渡辺三男君） なかなかわかりづらくて、私の頭では理解できないのですが、もう今検討しているとか、会議開いているなんていう時期ではないのです。

半壊以上の証明もらえるところは、本人の考え方ですから、私にしてみればそんなのどうでもいいのです。本人が壊してくれと言えば壊してくれるわけですから、半壊以上の証明もらえない人で、やはり壊したいという方のうちをどうするかが一番の問題であって、先ほど町長も言いましたが、もう3年も検討、もはや3年です。本来であれば、そういう答えをきちんと出して除染にかかるべきなのです。除染の目的ちょっと履き違えているのではないかと思うのです。後手後手に回って、どうでもいいやというやり方しているのかなと。本来であれば、解体する同意もらっているところは先に解体して、それから除染ですよね。そうでしょう。それが本来の目的でしょう。放射線を下げるための、放射能汚染物質をちょっとでも取り除くために除染やるわけですから、国民の税金を投入して。これだったら、何で順序をきちんとわきまえてやらないのですか。半壊以下のもの、持ち主が解体してくださいよと。解体、除染できれいにしてくださいというものは先に壊して、それから除染でしょう。それ今やっていることは、除染してからも解体ある。除染した場所を庭木全部除染して、それからまた解体してみんな汚して、その後どうするのですか。そういうものに関しては、また再除染してくれるのですか、追っかけて、それなら私納得しますけれども。先ほど復興推進課長も言いましたが、町からは強い要請していますよと。本来の目的達成するためには、やはり解体先でしょうと。町からも、そういう要望していて、本来の目的に沿った要望が認められないというはどういうことか私は理解できないのです。それで、あなたたちで答弁できないのだったら、答弁できる人をきちんとかういう

場に連れてきていただきたいというのが一つの私の要望です。解体に関してもそうです。そういう答え出さないのだったら、除染なんかやる必要ないです、我々の避難民の切実な声を聞かないのですから。聞くのが筋でしょう。その辺はどう考えているか。

あと、これ町にもお願いなのですが、今言ったように何のために除染するのだということを考えていけば、町を復興するために、また帰還させるため、帰還できるようにするため、道路だけを先行除染して下水道をやりましょうとか、それだって逆でしょう。1つの山として考えれば、山の頂上から順番に下に落ちてくるのが筋であって、宅地の中除染する前に道路除染して、除染したきれいなところをいろんな今度宅地の中除染したり、解体するためにそこを使って出入りして、そのものをまた道路を汚すと。ただ、一日も早くライフラインの整備したいという考え方で恐らく道路先先行除染してください、下水やりたいから、道路やりたいから、気持ちはわかるのです。除染がおくれているのは、誰の責任でもないのです。これは、国が決めるなどをきちんと決めて順番に進んでいかないから、全てがおくれてきているのです。先ほどの焼却炉の問題だってそうです。前がおくれていけば、全部ずれ込んでおくれていくのです。だから、そういうことを、今環境省さんしかいませんから環境省さんの名前出しますが、全て問題解決しないものは後送りにして進んでいっている。それが今もう3年たとうとしているとき、みんな詰まってしまってどうにもならないような状況になっているというのが私は現状なのかなと思うのです。

だから、やっぱり1から、階段は1段から上るのですから、2段と3段は難しいから後回しにして4段に飛び越えろというシステムでは、汚染物質はきれいにならないです。一番の目的は、汚染物質を一粒でも取り除くことでしょう。その基本忘れられて、ただ除染だ、除染だ、わたわた、わたわたやられたって困ります。そうでしょう。同意400件くらいもらっているから、本町地区からもうそろそろ始まるような段階にはなってきたと思います。ただ、宅地の除染してから、後から解体するようなことは絶対やめてほしいと。道路先行除染して、それから宅地の除染をするようなことはやめてほしい。やっぱり順番にやってきていただかないと、本当の除染にはならないと私は思います。その辺十分気をつけていただきたいと思います。今後どのような方策を組んでやっていくのか。そういうつてばらばらなやり方でやっていくのか、その辺ご答弁願います。

あと1点なのですが、さっきは仮置き場の件でしたから、本来は言いたくなかったのですが、ちょっと関連もあったものだからその場で言わせてもらいましたが、入札時に地元企業の育成とか、地元商店街の育成とか、そういうことも入札の段階には入っていますよということ、私はすばらしいことをやっていたいているなと思いますが、その後の結果は全然調査も何もしていないと。私言るのは、商店街からコンパックの1枚も買っていない。土のう袋の1枚買っていない。3枚や5枚かくらいは買っているかと思いますが、546億の発注金額のうちで50万や100万買ったのは、買ったとは言えませんから、私から言わせれば。地元の業者育成だって、建設協会15社とか20社とか富岡町あるわけですから、そこの業者二、三社やったからって、そんなのは地元業者育成とは言えません。みんなに声を

かけて、うちではできませんよというのであれば、それは別ですけれども、声すらかけていないのはやったということにはいかないと思うのです、私は。入札段階でそういうことをきちんとうたつてあるとすれば、今1月もうすぐ末ですけれども、去年の締めくくりとして12月31日までのそういう一覧表を出してください。地元商工会からこういうもの買ってています、ああいうもの買ってています。富岡町の業者育成のために、こういう仕事を発注しています。一覧表を提出してください。

あともう一点なのですが、これに関連するのですが、そうやって発注している、発注していると言いますが、去年こういうことあったのです。除染組合にやってくださいと。先行除染の物件をやってください。その先行除染やってくださいという物件を組合のほうで割り振ってやる業者が決まって、業者が1週間、10日段取りを組んで準備したと。あしたから現場入りますよという前日、2日くらい前なのか、ゼネコンさんのほうから、元請のほうから、見積もりいろいろとしたらおたくは高いからもっと安い業者がいるから安い業者にやらせるからお断りだよと、こういうことやっているのです。最初に見積もりとって高い、安いで比較して、あんたは高いからだめです、安いところにやります。これは、企業として当然なことだから、私はそれはそれでいいと思うのです。お願いしますよといって準備させておいて、何日前だかわからないけれども、その直前になって高いからお断りだ。そんなの業者育成になりますか。私は、そういうことは絶対あってはならないことだと思うのです。その辺のことを踏まえてご答弁いただきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君）　高橋本部長。

○環境省福島環境再生事務所本部長（高橋康夫君）　ありがとうございます。

最初の解体あるいは除染の部分でございますけれども、先生おっしゃるとおり理想的にはまず解体すべきところは解体した上で除染をするというのが望ましいのではないかというのは、おっしゃるるおりだと思います。ただ、これはまことにもう申しわけないのでございますけれども、これは環境省だけではございませんけれども、政府全体としてこの解体についての検討がおくれていたと。ようやく昨年の後半から関係省庁会議へ送り出したということで、今はまさに年度内を目途に何らかの結論を出そうということで、今鋭意検討しておりますけれども、まだ検討中の部分があるということでございます。

ただ、それから仮に解体を考え方が出ても、先ほど担当からもご説明しましたように、実際解体するまでには相当時間がかかるということもございます。そういう意味で、全て解体が終わってから除染ということですと、除染が相当遅くなってくるということで、やはり一方で除染をなるべく早く終わってほしいというお声もあるわけでございますので、そこはある意味走りながら考えるところもございますけれども、今除染できる分は除染しながら、またその解体というか、考え方がだんだん明らかになってきておりますので、そういうものも支障なく進められるようにうまくバランスをとつて進めいかなければいけないということかと思っております。今先生のご指摘よく踏まえながら、せっかく除染したものが効果がなくなるようなことがないように、また解体したい人については解体がス

ムーズにいくように十分そこは配慮して、バランスをとつて何とかうまく両立をさせて進めていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

あと、一覧表というお話をございました。これは、ちょっと事務的なところ確認いたしますけれども現時点でのどういう地元の業者に参加していただいているか、どういう物品調達をしているかについては、可能な範囲で調べてお示しをするようにちょっと中で検討させていただきたいと思います。

それから、最後の点でございますけれども、ちょっとその辺の業者のやりとりまで私ども把握はしておりませんけれども、そういうことが事実であれば、その地元の業者にとっては大変不適切なことだと思います。いずれにしても、私どもとしては発注のときにそういう評価するだけではなくて、実施段階においてJVなりゼネコンがその地元の業者の活用あるいは物品調達について前向きに取り組んでいるかどうか、適切にやっているかどうかについては、折に触れて確認をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 半壊に満たない家屋の希望解体ですが、これ本当に国に認めていただけないということになれば、富岡町の復興の足かせになるのです。

そういう意味で、今まで何回も要望させていただいているわけですが、これについてもいまだに明快な回答がありません。そういう意味では、議員の皆さんにもご相談申し上げますが、これやっぱり国にきちんとした回答を求めるその行動というものを起こしていくなければならないのだというふうに考えていますので、そのときにはよろしくお願ひをしたいと思います。

それから、道路の先行除染ですが、これについてはどうしても復旧工事をやるときには、この先行除染は私は必要なものだというふうに考えています。そして、これをやらないと、やはりその復旧工事に携わる作業員の方々が低線量被曝というようなことにつながるのだと思いますから、これについてはご理解を賜りたいと思います。

そして、私先ほども申しましたけれども、これが除染をすっかり終えた後にまた農地の除染とかいろいろなものでそこが汚染される可能性は十分持っています。そういうものについて、最終的には検証させていただきますから、そして下がっていない、最初の数値よりも高いですよというような状況であれば、当然再除染というものをお願いするようになるわけですから、その辺はご理解ください。

○委員長（渡辺英博君） 10番、渡辺三男君。

○10番（渡辺三男君） まさに町長の言うとおりだと私は思っているのです。

ただ、ライフラインの整備の先行除染については、まさにちょっとでも早目に進めるという考え方で、それはそれでいいとして検証して、汚れていればまたやってもらうという形は理解はできます。今私がいろいろ問題提起している中で、いい例を出しますと、今回の墓地の集積です。町発注でこれ出ましたね。町発注で出たからこそ、環境省さんの墓地の先行除染、これに火ついたのです。私はそ

う理解しているのです。町が何が何でも町発注でするよと言ったことが私は起爆剤になったのかなと思うのです。でなかったら、春の彼岸も恐らく除染なんてままならなかつたと私は思います。そういう意味ではよかつたなと思っているのですが、ただ今町長が言ったように、線量が高くてすごいのです。墓地は、特に石の中にもしみ込んですごいのです。本来であれば、除染作業が先でしょう。それを除染をまだいまだに投げておいたために、町はお彼岸までは墓参りさせたいという配慮のもとで、除染関係なしに墓地の整理入っているのです。線量の高い場所に町は率先して入っているのです。だから、あんたらは何やつているのですかと私にははがゆい思いがあるのです。そうでしょう。町が発注したから、今ごろになって慌ててばたばたしたってそんなに進むものではないです。だから、順序を踏まえてきちんとやらないと、進むものも進まないでしょうという、私は総体的に言うとそういう指摘なのです。それをぜひお願いしますということなのです。

さつきの地元の業者育成、商店街の育成だって、1月30日とか31とかの日にちで恐らく発注、どれだけの商店街に購入したかとか、そういうものデータ出せば、幾らかは出てくると思います、業者育成。12月31日でデータ出してみてください。それで、我々の前に明らかにしてください。入札時にうたっているような数字が出てくるかどうか、あなたたちはそこまできちんと検証する義務が私はあると思いますので、ぜひお願いします。

○委員長（渡辺英博君） どなたがお答えになりますか。

本部長。

○環境省福島環境再生事務所本部長（高橋康夫君） ご指摘につきましては、先ほどご指摘もあわせて十分踏まえて、除染と解体あるいは墓地の除染、復興庁側の町発注の事業とよく連携をして、作業員の安全確保にも十分注意しながら進めていきたいと思います。

最後の点は、先ほどもお答えしましたように、至急内部で資料の作成について検討させていただきたいと思います。

○10番（渡辺三男君） いいです。

○委員長（渡辺英博君） いいですか。

4番、宇佐神幸一君。

○4番（宇佐神幸一君） 私2点ほどお聞きしたいのですが、1点は先ほども言いましたけれども、墓地の除染に対してやるのはいいのですが、心配なのは困難区域、またはちょっと高い区域の墓地に行くまでの人たちの、早く言えば被曝を考えていくと、その道路をやるのはいいのですが、困難区域あたりのその墓地行くまでの除染というか、行くまでの過程はどう考えているのかということと。

あと、再三出ている解体除染は、私と別の意味でやるべきだと思っているのは、これから除染始めるにおいて、各家が半壊であればある程度どうなるかわからない。そういうことは、外構であっても屋根等除染したときにそれがもし急に変化を持って建物が建っている状態ではなくて倒れたり、そうした場合、町民の一部の方たちは除染を担当して除染されている方もいらっしゃる。そうしたときに

そういうときに障害が起きた場合、やっぱりやるのだったら全部きれいにして、完全に除染を行うには、安全な除染するに当たっては、そういうのを踏まえてやるにまず解体してからやるもののが普通ではないのかなと思うのですが、その2点お答えください。

○委員長（渡辺英博君） 黒澤支所長。

○環境省福島環境再生事務所県中・県南支所長（黒澤 純君） まず、初めの墓地と帰還困難区域、非常に線量が高いだろうと。そこに行く部分の道路等を通って除染を行ってやるについて、作業員の方等の安全は大丈夫なのかということでございますけれども、まず我々はここに限らないのですけれども、こういった除染作業やるに当たりましては除染電離則、これに基づいてやるということで、それぞれの作業員の方の線量等は調べてやることにしておりまして、そういう意味で問題が起きないような段階で作業、場合によってはかわってもらうといったようなことで、まず作業員の方の健康、これは確実に確保してやるというふうに考えているところでございます。

今までのいろんな他地区等のことを見ましても、幸いいろんな除染等で線量高いところもやっているところもございますけれども、非常に高いところでもそういう手立てをやることによって、その除染作業そのものに大きな支障は出でないという状況でございます。したがって、今後富岡等におきましてもそういう線量の高いところでやる作業については、特にそういうところに注意しながらやつていきたいというふうに考えております。

それから、もう一つの解体の問題でございますけれども、それは先ほどから先生方のご意見、あるいは私どもの話からもありましたように、やはり本来であれば確かにその解体をしてきれいになつて、その残りのところを除染するということがもう技術的にもそれは最も合理的なやり方であります。しかしながら、今これまで3年間かけていろいろこういうふうにやってきたわけでございますけれどもやはりなかなか除染そのものも進まない、解体そのものの議論もなかなかうまく煮詰まらなかつたと。それまでご案内のとおり区域見直しの問題であるとか、賠償の問題とか、さまざま非常に難しい問題等があって、これをさまざま乗り越えていくのにいろんな期間もかかったといったようなこともあるのだろうと思いますけれども、そういう意味で私どもも心ならずもなかなかその除染なりこの解体ということが進まなかつたということについては、まことに申しわけないというふうに思っておりますけれども、昨年末からそういうことについて具体的に動きがおかげさまで若干ずつでありますけれども、出てきたという状況でございまして、先ほど本部長のほうからも申し上げましたように、本来であれば解体から除染ということが望ましいのですが、それをやっていると、とてもその除染作業そのものが進んでいかないということがありますので、できる範囲で並行して進めていきたいと思いますし、また先ほど町長さんからもお話をありました。道路等の除染についても、先ほど先生からもご意見があったように、やはり本来であれば道路というのは除染の一番最後に、ほかのところの除染が終わった後やるというのがこれはもう合理的なやり方でございますけれども、インフラ整備

といったようなことを考えていくと、やはりどうしても先行してやらざるを得ないということもございます。

そういう状況でございますが、この本格除染そのものを先ほど計画をお示しましたように、28年度いっぱい、できるだけ早く終わりたいと思いますけれども、そこまでかかるという計画でありますので、そういう中でまずは一わたり住宅についてもそれ以外のところについても除染をした後、当然終わるまでにもう一回その線量というものを測定いたします。その結果、もとに戻っているとか、あるいは取り残しがあるといったところについては、この事業の中で最終的にもう一回やっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 4番、宇佐神幸一君。

○4番（宇佐神幸一君） 私が聞いたのは墓地、もちろん3区域の中に全ての一応墓地はやられると思うのですが、私言っているのは、困難区域にある墓地にやった場合、墓地の周辺はやったとしても、墓地に行くまで町民がある程度除染されているところあればいいのですが、今の話では除染をされないということになると、やっぱりその行くまでが被曝してしまうということのことを聞きたかっただけなので、あともう一つの2点目なのですが、解体しなければいけないのだろうというの、やっぱり自分もこの家はだめだと。また、町もこの半壊以上だめだと。だから、速やかに除染をするなら、危ないところはまず撤去して、それからきれいな除染するのが筋ではないのかということを聞きたいだけなので、もう一度お答えください。

○委員長（渡辺英博君） 黒澤支所長。

○環境省福島環境再生事務所県中・県南支所長（黒澤 純君） ちょっとご理解が間違っていました失礼いたしました。

帰還困難区域については、まことにあれなのですけれども、これまでお話しさせていただいておりますように、まずはそのモデル除染をやって、そのモデル除染の結果を踏まえてそのどういう除染方法があるのだといったようなことを判断した後にどうするかということを検討しようということになっておりますので、まことに現状では申しわけないのですけれども、帰還困難区域の除染そのものを不变的にやるということは、困難な状況でございます。

したがいまして、帰還困難区域といえどももちろん一時帰宅される方もいらっしゃるわけでございますが、そのときには町の皆さんともご相談して、非常に安全な形で戻っていただきたいというふうに考えております。それから、墓参等についても、そのようなことでございます。そういう対応を現時点ではしていただければというふうに思っております。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

○4番（宇佐神幸一君） 答弁漏れ。

それわかるのですが、町と協議してやるのはいいのですが、やっぱり困難区域にも墓参、実は補償

の関係で移転をしたらどうだという、移転費も出したらいいだろうという形にしても国は進まない。では、今の現状で墓参しなければいけない。だったら、一応そこまで、墓所まで行く間町と協議して安全なやつをつくるというなら、逆に1ヵ所のこの墓地であれば、この1ヵ所行くまでは完全除染しますとか、そういう話がいただけるのならいいのだけれども、そういう話ではないということなので、ちょっとこれからそういう検討もあるのかということと。

私の2点目については、お答えは先ほど皆さん各委員が出して訴えて、解体除染問題だからはつきりしないというのはわかりますが、ただ私たちこれから速やかな除染をしていただく作業員に対しての安全性を踏まえていくと、やっぱりすぐ建物を除染するに当たって危ないというのあつたら、それはもう除染、解体するのが筋ではないのかなということを聞いているだけで、それができないならできないでもしようがないのですが、その点のことのお答えをいただきたいということです。

○委員長（渡辺英博君） 黒澤支所長。

○環境省福島環境再生事務所県中・県南支所長（黒澤 純君） 今おっしゃいました除染するのに非常に危ない場合があるのではないかと。そこについては、やること自体をもう一回考えるべきではないかといったようなことだったと思いますけれども、そういった富岡に限らないわけですけれども、これまで除染をやることによって、例えばその家なり何なりといったものが崩れてしまって、作業員の人が危険に陥る可能性があるといったようなものに関しては、私どもは除染不可能工作物という扱いにしておりまして、とりあえずそこについては除染はしないという考え方でやっております。

そういう形で、そこは残らざるを得ないということでございますけれども、そういうことも含めてその周辺は除染はやるわけでございますから、全体としての放射線量がどうなるかということを最終的に判断して、そこでそういった除染不可能工作物の対応を考えていこうということでございます

それから、その帰還困難区域の道路等につきましては、確かにおっしゃることはよくわかりますし、そういうところは墓地に行く道路等をやることが望ましいだろうということは、お気持ちはよくわかりますし、私どもも本来であればそうあるべきかなという気もいたしますけれども、今の段階では先ほど申しましたように、帰還困難区域というのは、まずはモデル事業をやって、そのモデル事業等の結果どういう除染方法があるのだと。それは、その作業員の安全等も含めて、あるいは先ほど来あつたその道路交通等をどうしていくのだといったようなことも含めて、そういうことを今後決定して、その中で判断していこうというふうに今考えているところでございます。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 町長にちょっとお願ひあります。

国のはうは、3年除染はやらない。あと、賠償もこの前の第4次指針、これも満足いくような賠償の内容でなかつた。今のその半壊に至らない建物の解体、これは何度国に申し入れしても、国はオーケーを言ってくれない。こういったことを考えると、さっき町長が言った町の復興に妨げがあると、そういうことであれば、今回この新たな仮置き場の候補地というきよう説明あったのだけれども、

この新たな候補地は、その解体した建物を置くことに必要だからということであれば協力しますよと結局国は、町にこれ協力してください、あれ協力してください、こういう話は持ってくるけれども、こっちの話はのんでくれないということであれば、結局町の要望をのんでくれなければ、今回のきょうのこの話は協力できないよと、そういうような強い意思を環境省に私は示すべきだと思う。

町長、ちょっと何でもかんでも協力ではなくて、町に協力してもらえないのだったら、私たちは協力しませんよと、そういう意思ありますか。私は、そうすべきだと思います。

○委員長（渡辺英博君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 取引をするがごとくのものというのは、なかなかこれしがたいのだと思いますけれども、我々のやはり要望というものは、切実なものがいっぱいあります。そして、これを根本的に考えれば、国が推進してきたこの原子力発電というもの、それからこういう原因をつくった原因者等々もありますから、それ一概にはそれを条件闘争のような形にはいかないかもしれませんけれども、私からも強くそれは要望していきますし、そして今回の除染の仮置き場というものは、やはり一人でも帰りたいという、そういう強い要望、要求がある中で、これを町が条件闘争でそれが延々と延びていくような状況になれば、当然町民にはそれが理解されないのだと思いますから、その辺は私ばかりでなくて皆さんにもいろいろとご相談を申し上げますから、そのときには真摯に耳を傾けていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長。

○副委員長（安藤正純君） わかりました。

環境省に、これはお願いです。区域再編、これのんだのは賠償に入るためには区域再編、警戒区域を3つに再編すると、そういったことでのみました。どんどん、どんどん国ペースで進んできていますけれども、決して町民は満足はしていないです。今回の計画で足りないから、もっと候補地をどんどん、どんどん国ペースで進んできていますけれども、やはり住民意向調査では富岡町に戻らないという人が八十数%、9割近くいます。そういった人は、やはり自分の家をそのまま残しておいて将来固定資産税の問題とか、あとあなたの所有物だから、あなたが責任を持って解体しなさいと言われてもできないのです。だから、町に戻らない、半壊に至らない、こういった人たちの解体を国が積極的にやってもらいたい。これは、何回もくどいようだからここで終わりますけれども、本当は私は今町長に言ったように、取引闘争でもやりたいぐらいなのです。それは、やらないということですから、国も町に協力してもらいたいときには、やはり国も一歩引いて解体を認める方向でやってください。本部長、お願いします。

○委員長（渡辺英博君） 高橋本部長。

○環境省福島環境再生事務所本部長（高橋康夫君） 副委員長の大変厳しいご意見といいましょうか、お気持ちは十分承りました。

町長から、そういうことで仮置き場必要だということも言っていただきました。皆様方のお気持ちを十分踏まえて、特に解体についてはきょうそういう強い意見があったということは、東京の検討チームきちんと伝えて、今後の検討に反映するように私からも直接申し入れしたいと思います。そういうことで、引き続きご理解を賜ればと思っております。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

〔「1点だけ要望」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 10番、渡辺三男君。

○10番（渡辺三男君） 先ほど質問した業者育成のためとか、あとは商工会の物品購入、12月31日付のやつをできれば3日に全協我々ありますので、それまで取りまとめいただければありがたいと思います。

当然商工会は全然使っていないですから、聞けばすぐわかりますから、答えはすぐ出ます。

○委員長（渡辺英博君） 高橋本部長。

○環境省福島環境再生事務所本部長（高橋康夫君） ご要望に沿えるように努力をさせていただきた
いと思います。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

それでは、ないようですので、以上で付議事件2、を終了いたします。

高橋本部長初め環境省の皆さんにはここで退席をしていただきます。

〔「いいですか」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 高橋本部長。

○環境省福島環境再生事務所本部長（高橋康夫君） ちょっと一言だけ。

きょういろいろ長時間議論ありがとうございました。きょうのご提案した仮置き場についても、議員の皆様方に非常にお世話になっております。そういうことで、いろいろ厳しいご指摘もいただきましたけれども、ぜひ今後ともご指導、ご協力を賜りますよう改めてお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

○委員長（渡辺英博君） それでは、大変お疲れさまでした。速やかに退席お願ひします。

暫時休議いたします。

休 議 (午後 1時30分)

再 開 (午後 1時31分)

○委員長（渡辺英博君） それでは、再開いたします。

付議事件3、その他を議題といたします。ございませんか。

執行部ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 10番、渡辺三男君。

○10番（渡辺三男君） 今までの議論の続きになりますが、本当に副委員長言ったような形で取引するような考え方で、取引はしなくてもいいですが、やっぱり町の要望を聞いてもらえないのだったら、ブレーキも一つ必要だと私は思うのです。

町の要望は聞いてくれないは、国はじゃんじゃん、じゃんじゃんおろしてきて、それだけ先行して走っていくのでは、そんなの意味ないですから、ぜひ執行部も1つになって、ブレーキかけるところにはきちんとブレーキかけていただかないと、本当に最終的には町民が困ってしまいます。このような状況で進める意味がないのです。環境省は、28年まで全部終わらせる、終わらせる。何のために終わらせるのですかということなのです。28年が30年になったって、35年になったって、丁寧に除染してもらったほうが町民のためになるわけですから、その辺を十分今後踏まえて、職員の人たちには大変苦労かけると思いますが、ぜひその辺をご検討方お願いしたいと思います。要望しておきます。

○委員長（渡辺英博君） 要望ですけれども、町長一言。

○町長（宮本皓一君） 実は、この除染の仮置き場等については、現在示されていた深谷の国有林も含めましても4割しかなかったのです。

それで、富岡町の除染の全体計画の中では、どうしてもあの6割が足りないということで、足りない部分については、やはり町でもこれについては協力していく必要があろうという観点からきょうこういう状況になったわけですが、これから富岡町にはまだまだこの除染ばかりではなくて、管理型の最終処分場というものが要請されてございます。これについて、環境省のほうからきちんと説明もしていただきますけれども、これは執行部と議会に説明すれば大丈夫だという問題ではないと考えておりますので、これから町民にも説明していただきます。そして、議会はもちろん私どもも受けのですが、これについて実際にこれを富岡町がオーケーするか否かというものを判断するときには我々が要望しているものを一つも聞いていただかないとこればかり要望受けますよなんてことはあり得ませんから、皆さんにもその辺はご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 10番、渡辺三男君。

○10番（渡辺三男君） 私の要望した趣旨とちょっとかけ離れたところありますので、仮置き場に対してどうのこうのではなくて、例えばもう町の意向聞いていただけないのであれば、まだ除染は入ってもらっては困りますよとか、そういう部分で当然ブレーキかけていただきたいなといいますのは、仮置き場つくらせないで除染やれ、やれと言ったって、除染したものを持っていく場がないのだから、やっぱりそういうものを踏まえてブレーキかけるべきはきちんとブレーキかけていただきたいなという要望でした。よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） なければ、以上で付議事件3、その他を終わります。

以上で原子力発電所等に関する特別委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 (午後 1時35分)